

滋賀県長浜市
下水道事業業務継続計画
(地震・水害編)

制 定 平成31年3月15日
最新改定 令和7年 月 日

下水道事業・地震津波時業務継続計画の新規策定・改定 記録一覧

版数	策定・改定年月日	制定・改定の内容	承認者	担当部署
初版	平成31年3月15日	新規策定		
	令和元年8月1日	人事異動による改定		
	令和2年5月8日	人事異動による改定		
	令和3年3月15日	BCPマニュアル 2019改定に伴う改定		
	令和3年4月14日	人事異動による改定		
	令和3年7月7日	人事異動による改定		
	令和4年4月1日	人事異動による改定		
	令和4年8月1日	人事異動による改定		
	令和5年4月1日	組織変更及び人事異 動による改定		
	令和6年4月1日	人事異動による改定		
	令和7年月日	BCP策定マニユア ル改定に伴う改定		

目 次

1	下水道BCPの趣旨と基本方針	1
1.1	下水道BCPの策定趣旨	1
1.2	基本方針	1
1.3	下水道BCPの対象とする業務の範囲	1
1.4	下水道BCPの策定体制と運用体制	2
2	非常時対応の基礎的事項の整理	3
2.1	災害発生時の業務継続戦略 総括表	3
2.2	対応拠点と非常参集	4
2.3	対応体制・指揮命令系統図	5
2.4	代替対応拠点	6
2.4.1	代替対応拠点の概要と参集者	6
2.4.2	代替対応拠点の使用の合意文書	6
2.5	避難誘導・安否確認	7
2.5.1	避難誘導方法	7
2.5.2	安否確認方法	7
2.5.3	職員リスト	8
2.6	被害状況の把握（チェックリスト）	11
2.7	災害発生直後の連絡先リスト	12
2.7.1	国、県、関連行政部局等	12
2.7.2	民間企業等	12
2.8	保有資源、調達先、代替調達先	13
2.9	備蓄、救出用機材	15
2.9.1	食料等の備蓄	15
2.9.2	閉じ込め、下敷き等の救出用機材の配置状況	15
3	非常時対応計画	16
3.1	本庁における非常時対応計画	16
3.1.1	勤務時間内に想定地震が発生した場合	16
3.1.2	夜間休日（勤務時間外）に想定地震が発生した場合	18
3.1.3	勤務時間内に水害が発生した（想定される）場合	20
3.1.4	夜間休日（勤務時間外）に水害が発生した（想定される）場合	22
4	事前対策計画	24
4.1	データのバックアップ及び資機材の確保	24
4.2	関連行政部局との連絡・協力体制の構築	25
4.3	他の地方公共団体との支援ルールの確認	25
4.4	受援体制の整備と充実	26
4.5	民間企業等との協定締結・見直し	26
4.6	住民等への情報提供及び協力要請	27
4.7	その他の対策	27
5	訓練・維持改善計画	28
5.1	訓練計画	28
5.2	維持改善計画	28
5.2.1	下水道BCPの定期的な点検項目	28
5.2.2	下水道BCP責任者による総括的な点検項目 <実施時期：毎年4月頃>	29
5.2.3	職員及び重要関係先への定期的周知	29
6	計画策定の根拠とした調査・分析・検討	30

6.1	地震・水害規模等の設定と被害想定	30
6.1.1	地震規模の設定	30
6.1.2	水害規模の設定	32
6.1.3	下水道施設等の耐震化及び耐水化の対策状況	35
6.1.4	重要情報の保管及びバックアップの現状	52
6.1.5	被害想定	53
6.2	優先実施業務（遅延による影響の把握）	54
6.3	優先実施業務の対応の目標時間と実施方法	56
6.4	優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討表	58
7	参考資料	59
7.1	調査及び応急復旧用資機材	59
7.2	公用車給油所一覧	60
7.3	重要幹線位置図	61
7.4	被害想定図	65
7.4.1	P_L 値による管路被害想定マップ（柳ヶ瀬・関ヶ原断層地震）	67
7.4.2	震度想定マップ（柳ヶ瀬・関ヶ原断層地震）	81
7.4.3	長浜市地震ハザードマップ	93
8	記録様式	97

1 下水道BCPの趣旨と基本方針

1.1 下水道BCPの策定趣旨

- ・「業務継続計画」とは、大規模な災害、事故、事件等により、職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、策定・運用を行うものである。
- ・「下水道事業の業務継続計画」（以下「下水道BCP」という。）は、下水道施設が市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ策定する。
- ・災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのでは困難である。そこで、平時から災害に備えるためにも「下水道BCP」を策定する。

1.2 基本方針

(1) 市民、職員、関係者の安全確保

災害発生時の業務の継続・早期復旧に当たっては、市民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。

(2) 下水道事業の責務遂行

市民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復する。

(3) 対象事象

大規模地震及び水害を対象リスクとして策定する。

1.3 下水道BCPの対象とする業務の範囲

- (1) 長浜市下水道事業局及び長浜市北部建設局北部建設課が管理する下水道事業の全業務を対象とする。
- (2) 下水道区域は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の対象区域とする。

1.4 下水道BCPの策定体制と運用体制

下水道BCPの平時の策定体制と運用体制は、次のとおりとする。(災害時の体制は2.3参照)

(1) 下水道部局

区 分	部署・氏名	役 割
最高責任者	下水道事業局長 服部隆義 北部建設局長 永井正彦	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCPの策定及び運用の全体統括、意思決定 ・市長への報告 ・関連行政部局や民間企業等との調整の統括
実務責任者	本 庁：下水道事業局下水道施設課長 今荘和則 北 部：北部建設局北部建設課長 藤田幸司	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCPの策定及び運用の実施統括 ・平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認
下水道事業担当者	本 庁：下水道事業局下水道施設課課長代理 浅井貴之 北 部：北部建設局北部建設課課長代理 辻 智士	<ul style="list-style-type: none"> ・実務責任者の補佐 ・県との調整
	本 庁：下水道事業局下水道施設課管理係長 岩佐政則	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCP策定事務局 ・連絡先リスト等の定期点検 ・訓練の企画及び実施

(2) 関連行政部局及び民間企業等

区 分	部署・氏名	役 割
都市建設部	道路河川課長 河合 保	・道路部局への連絡先リストの提出等
長浜水道企業団	工務課長 藤居勝彦	・水道部局への連絡先リストの提出等
橋本クリーン産業(株)	実務責任者 橋本和泰	・協力人員や、提供可能な資機材リストの提出等(※)
(株) ライフリーフ	実務責任者 山路晶紀	・協力人員や、提供可能な資機材リストの提出等(※)
(株) テックアシスト	実務責任者 寺嶋栄治	・協力人員や、提供可能な資機材リストの提出等(※)
(有) 伊香清掃センター	実務責任者 森川源吾	・協力人員や、提供可能な資機材リストの提出等(※)

2 非常時対応の基礎的事項の整理

2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表

事 項	説 明		
対象災害と発動基準	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以上（震度5強、6弱…）の地震が長浜市内で観測されれば、自動的に対象メンバー（全職員）は参集し、初動対応を開始する。 ・下水道施設に影響を及ぼす規模の大雨・洪水警報等が想定される場合、対策本部長の指示により対象メンバー（全職員）を参集し、初動対応を開始する。 		
対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市域において震度5強以上（震度5強、6弱…）の地震が発生した場合、下水道対策本部及び下水道対策支部を設置する。本部長は下水道事業局長、本部長代理は北部建設局長、副本部長は下水道施設課長、北部建設局北部建設課長とする。 ・発動基準未満で震度5弱以上（震度5弱）の地震の場合は、緊急参集メンバーを本部長、本部長代理、副本部長、各班長の10名のみとし、警戒本部体制を設置し、関係部局との連絡調整及び応急対策にあたる。 ・震度4以上5弱未満（震度4）の地震が発生した場合は、緊急参集メンバーを本部長、本部長代理、副本部長の4名のみとし、警戒体制を確立し、情報収集にあたる。 		
対応拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業部内に下水道対策本部、北部建設局北部建設課内に下水道対策支部を置く。 		
主な優先実施業務、その対応の目標時間、業務継続戦略の概要 ※水害については「3.1.3 水害が発生した（想定される）場合」による	優先実施業務	業務の概要	対応の目標時間
	1. 下水道対策本部の立上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応拠点の安全性を確認し、下水道対策本部を立上げ ・市災害対策本部、県（下水道）、民間企業等との連絡体制確保 	勤務時間内：3時間以内 勤務時間外：6時間以内
	2. 被害状況等の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場・ポンプ場の被害状況等を確認 ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報 	発災から8時間後までに完了
	3. 都道府県、市災害対策本部、関連行政部局への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・県（下水道）、市災害対策本部、関連行政部局へ被害状況、対応状況等を連絡するとともに、協力体制を確保 	発災から8時間後までに完了
	4. 緊急点検、緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害（人的被害）防止に伴う管路施設の点検を実施 ・重要な幹線等の目視調査を実施 	発災から3日後までに完了
	5. 汚水溢水の緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄している資機材により溢水を解消し、市で対応できない場合には、し尿収集業者に汚泥吸引車を手配し維持管理会社に対応を要請 	発災から3日後までに完了 被害がある場合、適宜実施
	6. 緊急輸送路における交通障害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消 	発災から3日後までに完了 被害がある場合、適宜実施
	7. 浸水対策（降雨が予想される場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水溢水に対する緊急措置を実施 ・排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を。市で対応できない場合は県と協議 	発災から3日後までに完了 被害がある場合、適宜実施
	8. 支援要請、受援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・他の地方公共団体や民間企業等へ支援要請を行うとともに、受援体制を整備 	発災から3日後までに完了

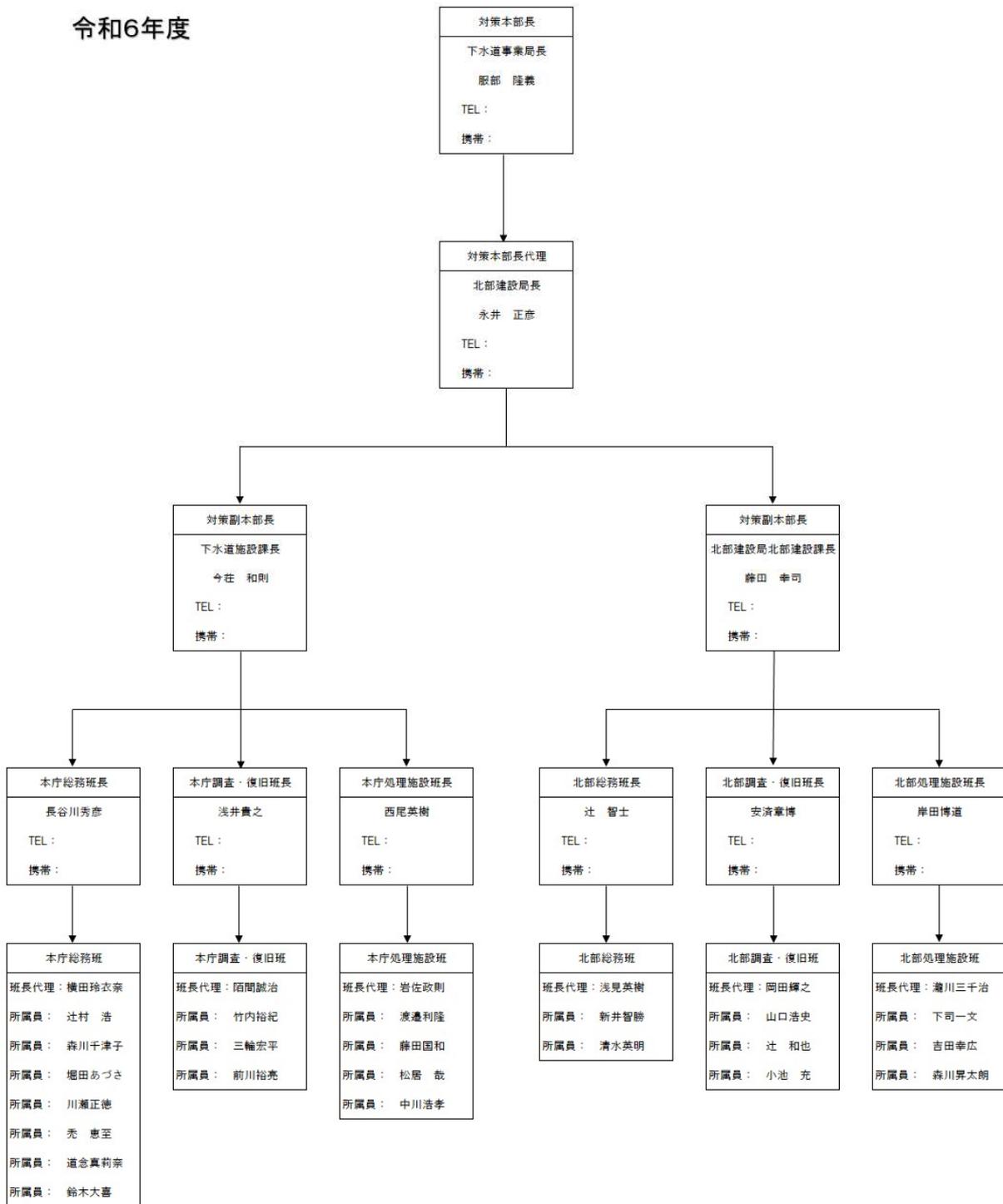
2.2 対応拠点と非常参集

事 項	説 明
1. 拠点名	本庁：下水道対策本部 北部建設局：下水道対策支部
2. 下水道対策本部 (支部) の要員	対策本部長 : 服部隆義 (下水道事業局長)、永井正彦 (北部建設局長) 対策副本部長 : 今莊和則 (下水道施設課長)、藤田幸司 (北部建設局建設課長) 本庁総務班長 : 長谷川秀彦 (下水道総務課 課長代理) 本庁調査・復旧班長 : 浅井貴之 (下水道施設課 課長代理) 本庁処理施設班長 : 西尾英樹 (下水道施設課 課長代理) 北部総務班長 : 辻智士 (北部建設課 課長代理) 北部調査・復旧班長 : 安済章博 (北部建設課 課長代理) 北部処理施設班長 : 岸田博道 (北部建設課 整備維持第1係長) 他の要員は、2.3 参照
3. 設置場所と連絡手 段 (重要関係先からの連 絡手段)	下水道対策本部 長浜市下水道事業局内事務室 所在地：長浜市八幡東町 632 番地 電話 0749-65-1601 FAX 0749-65-1602 電子メール suidou-shisetsu@city.nagahama.lg.jp 携帯電話 090-2709-3053 携帯メール biwa-syuhai@docomo.ne.jp LOGO チャット 下水道対策支部 長浜市北部建設局北部建設課内事務室 所在地：長浜市木之本町木之本 1757 番地 2 電話 0749-82-5904 FAX 0749-82-3956 電子メール hokubu-kensetsu@city.nagahama.lg.jp 携帯電話 090-7872-4501 携帯メール hokubu-gesui@docomo.ne.jp LOGO チャット 長浜市災害対策本部室 電話 0749-65-5988 内線 84-2300 84-2301 84-2302
4. 拠点内及びその近 くに備える設備	下水道対策本部 電話：2回線 FAX：1台 パソコン：28台 複合機：2台 携帯電話：7台 下水道対策支部 電話：1回線 FAX：1台 パソコン：17台 複合機：1台 携帯電話：10台
5. 参集要領	1) 緊急参集メンバー (本庁所属の職員) は、2.1 の発動基準により下水道対策本部に参集する。 2) 緊急参集メンバー (北部建設局所属の職員) は、2.1 の発動基準により下水道対策支部に参集する。 3) 公共交通機関の途絶等により参集に3時間以上かかる場合、連絡をして指示を待つ。
6. 各班の担当業務	1) 総務班：各班との調整、情報収集及び住民対策、関連行政部局との連絡及び協議、資機材の調達・運搬 2) 調査・復旧班：下水道管路の調査・応急復旧作業 (マンホールポンプ場を含む) 3) 処理施設班：農集排処理施設の調査・応急復旧作業

2.3 対応体制・指揮命令系統図

2.3 対応体制・指揮命令系統図

令和6年度



2.4 代替対応拠点

2.4.1 代替対応拠点の概要と参集者

代替対応拠点名		北部建設局
平 時	所在地	長浜市木之本町木之本 1757-2
	電話番号、FAX	電話 0749-82-5904、FAX0749-82-3956
時	代替対応拠点の担当者	北部建設局長
発 災 時	代替対応拠点設置の判断基準	下水道対策本部（下水道事業局下水道施設課）が使用不能又は使用上の支障が大きい場合。（対策本部長又はその代理が判断）
	代替対応拠点への初動参集基準と初動参集者及び役割	○初動参集基準は、対応拠点が使用できないと疑われる以下のような場合。 ・長浜市役所本庁舎が使用不能な場合。 ○初動参集者は、下水道事業局全職員。 ・初動参集者は、初動参集基準の何れかが満たされた場合、代替対応拠点に直接参集する。 ・対応拠点が使用可能とわかったら、本来の対応拠点へ移動する。 ○役割分担は 1.4 に示すとおり。
	電話、FAX、メールアドレス	電話 0749-82-5904、FAX0749-82-3956、hokubu-kensetsu@city.nagahama.lg.jp
	携帯電話番号	代替対応拠点への初動参集者の総務担当者（辻課長代理）の番号
	代替対応拠点への移動手段	・勤務時間内の場合：本庁下水道部局から車・バイク。 ・夜間休日の場合：各自の自宅から車・バイク。

2.4.2 代替対応拠点の使用の合意文書

長浜市所有施設のため不要。

2.5 避難誘導・安否確認

2.5.1 避難誘導方法

建物名等	長浜市役所 本庁、北部振興局
避難誘導責任者 〃 代理者	各課長代理 各係長
来訪者の誘導方法	応接している職員が、責任を持って誘導する。 屋外避難が必要な場合には、階段を使って誘導する。
職員の避難方法	屋外に出た場合には、点呼・安否確認をするので、必ず指定避難先の集合場所に集まる。
避難経路	階段を使って移動する。
避難先（集合場所）	本庁 指定避難先の集合場所（文書倉庫棟南側） 北部建設局 指定避難先の集合場所（北部建設局北側駐車場）
近隣の公設の避難所	本庁 市立長浜小学校・市立西中学校 北部建設局 木之本公民館

2.5.2 安否確認方法

安否確認の責任者	責任者：服部局長、今莊課長（本庁）、永井局長、藤田課長（北部建設局） 課長が不在の場合、浅井課長代理（本庁）、辻課長代理（北部建設局）
安否確認の担当体制	担当者：各課長代理
安否確認の方法・手順	職員とその家族の安否を確認する。 連絡手段：携帯電話・LOGO チャット
安否確認の発動条件	震度5弱以上の地震が長浜市内で観測された場合及び水害による災害が市域全域或いは局地的に甚大なことが予想される場合。

2.5.3 職員リスト

<個人情報につき、取扱注意>

氏名	所属	下水道BCP における役割	保有資格	災害時 参集手段	参集 可能時期	連絡先		その他
服部隆義	下水道事業局	対策本部長		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
今荘和則	下水道事業局 下水道施設課	対策副本部長	酸欠防止	徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
長谷川秀彦	下水道事業局 下水道総務課	本庁総務班長		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
横田玲衣奈	下水道事業局 下水道総務課	本庁総務班長 代理		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
辻村 浩	下水道事業局 下水道総務課	本庁総務班		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
森川千津子	下水道事業局 下水道総務課	本庁総務班		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
禿 恵至	下水道事業局 下水道総務課	本庁総務班		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
堀田あづさ	下水道事業局 下水道総務課	本庁総務班		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
川瀬正徳	下水道事業局 下水道総務課	本庁総務班		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
道念真莉奈	下水道事業局 下水道総務課	本庁総務班		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
鈴木大喜	下水道事業局 下水道総務課	本庁総務班	浄化槽管 理士	徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
浅井貴之	下水道事業局 下水道施設課	本庁調査・復 旧班長	酸欠防止	徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
陌間誠治	下水道事業局 下水道施設課	本庁調査・復 旧班長代理	酸欠防止	徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
竹内 裕紀	下水道事業局 下水道施設課	北部調査・復 旧班		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
三輪宏平	下水道事業局 下水道施設課	本庁調査・復 旧班		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
前川裕亮	下水道事業局 下水道施設課	本庁調査・復 旧班		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
西尾英樹	下水道事業局 下水道施設課	本庁処理施設 班長	浄化槽技 術管理者	徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km

氏名	所属	下水道BCP における役割	保有資格	災害時 参集手段	参集 可能時期	連絡先		その他
岩佐政則	下水道事業局 下水道施設課	本庁処理施設 班長代理	酸欠防止	徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
藤田国和	下水道事業局 下水道施設課	本庁処理施設 班	浄化槽技 術管理者	徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
渡邊利隆	下水道事業局 下水道施設課	本庁処理施設 班	浄化槽技 術管理者	徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
松居 哉	下水道事業局 下水道施設課	本庁処理施設 班	浄化槽技 術管理者	徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
中川 浩孝	下水道事業局 下水道施設課	本庁処理施設 班		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km

氏名	所属	下水道BCP における役割	保有資格	災害時 参集手段	参集 可能時期	連絡先		その他
永井正彦	北部建設局	対策本部長代理		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
藤田幸司	北部建設局 北部建設課	対策副本部長		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
辻智士	北部建設局 北部建設課	北部総務班長		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
浅見英樹	北部建設局 北部建設課	北部総務班長 代理	浄化槽技 術管理者	徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
清水英明	北部建設局 北部建設課	北部総務班		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
新井智勝	北部建設局 北部建設課	北部総務班		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
安済章博	北部建設局 北部建設課	北部調査・復 旧班長		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
岡田輝之	北部振興局 北部建設課	北部調査・復 旧班長代理	浄化槽技 術管理者	徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
山口浩史	北部振興局 北部建設課	北部調査・復 旧班		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
辻和也	北部建設局 北部建設課	北部調査・復 旧班		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
小池充	北部建設局 北部建設課	北部調査・復 旧班		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
岸田博道	北部建設局 北部建設課	北部処理施設 班長		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
瀧川三千治	北部建設局 北部建設課	北部処理施設 班長代理		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
下司一文	北部建設局 北部建設課	北部処理施設 班		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
吉田幸広	北部建設局 北部建設課	北部処理施設 班		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km
森川昇太郎	北部建設局 北部建設課	北部処理施設 班		徒歩又は自転車		自宅 携帯		自宅からの 距離 km

2.6 被害状況の把握（チェックリスト）

< 月 日 () 時 分時点 >

分類	項目	被害	確認方法
下水道部局職員安否	死者	** 名 氏名・・・・	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間内は点呼による 勤務時間外は2.5.2 安否確認方法による
	行方不明者	** 名 氏名・・・・	
	負傷者	** 名 氏名・・・・	
	参集完了者 参集可能の連絡あり	** 名 ** 名	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における職員安否確認票
庁舎（災害対応拠点及び代替拠点）の被害	主要構造部	あり/なし 概要 ()	<ul style="list-style-type: none"> 担当の総務班が、庁舎管理部門（総務課）及び代替拠点管理者（北部管理課）に確認する 被害があれば、建物を使用し続けられるか庁舎管理部門（総務課）等（建築構造の有資格者が詳しく確認する）に確認もしくは協議を行う
	その他	あり/なし 概要 ()	
主要設備の被害	電力	あり/なし 概要 ()	<ul style="list-style-type: none"> 担当の総務班が、庁舎の周辺を確認する 被害があれば、庁舎管理部門（総務課）に連絡する
	上水道	あり/なし 概要 ()	
	トイレ・下水道	あり/なし 概要 ()	
	ガス	あり/なし 概要 ()	
	空調設備	あり/なし 概要 ()	
	情報・通信設備	あり/なし 概要 ()	
	下水道台帳等の重要情報	あり/なし 概要 ()	
	**設備	あり/なし 概要 ()	

2.7 災害発生直後の連絡先リスト

2.7.1 国、県、関連行政部局等

連絡先		連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡する内容	当方担当者 及び代理者
国・県	国土交通省近畿地方 整備局建政部		代表番号 06-6942-1141 彦根（彦根維持出張所） 0749-22-1140 大津（滋賀国道事務所） 077-523-1741	被害状況の報告 （必要に応じて）	
	滋賀県下水道課 北部流域下水道事務所		077-528-4213 0749-27-2274	被害状況の報告と支 援要請の依頼	
	滋賀県流域政策局		077-528-4156	河川占用箇所の状況 河川情報の共有	
関連行政部局	市災害対策本部 （防災危機管理局）	元村局長	0749-65-6555	被害状況の報告	
	長浜水道企業団	藤居工務課長	0749-62-4101	被害箇所の情報共有	
	長浜土木事務所 管理調整課		0749-65-6644	マンホールの浮上り 等の情報共有	

2.7.2 民間企業等

連絡先		連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡 先	連絡する内容	当方担当者 及び代理者
民間	橋本クリーン産業（株）	橋本 寺田		下水道施設の被害状 況の調査依頼	
	（株）ライフリリース	山路 東野		下水道施設の被害状 況の調査依頼	
	（株）テックアシスト	寺嶋 小笠原		下水道施設の被害状 況の調査依頼	
	（有）伊香清掃センター	森川 田中		下水道施設の被害状 況の調査依頼	
	国際航業株式会社 KKCサポートセンター			下水道台帳のバック アップのない情報の 復元処理の依頼	契約仕様書に災害時復 旧について明記されて いる。 ユーザー名 長浜市 システムID 57561
	小松電機産業（株）	田辺		マンホールポンプ	
	太陽技建（株）	大橋		マンホールポンプ	

2.8 保有資源、調達先、代替調達先

(1) 資機材の備蓄品・調達品リスト

分類	名称	規格	保管場所と数量			調達先
			文書倉庫棟	下水道施設課執務室	その他	
測量器具	箱尺	5M	2	—	—	
	自動レベル	測機舎 B-2	1	—	—	
	ウォーキングメジャー	C-10-D 型	1	—	—	
記録連絡器具	デジタルカメラ	オリンパス μ 770SW	—	1	—	
	デジタルカメラ	オリンパス μ 720SW	—	1	—	
	デジタルカメラ	カシオ EX-Z900SR	—	1	—	
照明・排水機材	ハロゲン投光器	500W×2 灯	2	—	—	
	投光電灯器	赤白	4	—	—	
	懐中電灯		—	4	—	
	エンジン駆動発電機	デンヨウニューパワー2300	—	—	—	
	インバーター式発電機	shindaiwa IEG1600M-Y	1	—	—	
	エンジン駆動発電機	シンダイワ IEG 1600m/m (100V、16A)	1	—	—	
	エンジン駆動発電機	ホンダ EB23 (100V、23A)	1	—	—	
	エンジン駆動発電機	デンヨウ GA2606U2 (100V、26A)	1	—	—	
	エンジン駆動発電機	ヤンマー YAG25S-4 (25KVA)	1			旧美浜
	エンジン駆動発電機	ヤンマー YDG556TS (5.5KVA)	1			旧難波
	エンジン駆動発電機	ヤンマー YDG55TS (5.5KVA)	1			旧下八木
	エンジン駆動発電機	ヤンマー YDG55TS (5.5KVA)	1			旧稲葉
	水中ポンプ(ホース10m)	エバラ 50EB6.4S(50mm、0.4kW)	1	—	—	
	水中ポンプ(ホース10m)	テラダ S-500(50mm、0.5kW)	2	—	—	
管調査	下水道管検査用ミラー	I 型 2m6 本継	2	—	—	
	管内検査用カメラ	HS3040	1	—	—	
	管内検査用カメラ用スキッド	90mm	1	—	—	
管・マンホール	開閉バール	長浜市型	3	—	—	
使用機材	ハンマードリル	マキタ HR3850	1	—	—	
	ハンマードリル	日立 PR-25B	1	—	—	
	ハンマードリル	日立 H50SA	1	—	—	

分類	名称	規格	保管場所と数量			調達先
			文書倉庫棟	下水道施設課執務室	その他	
使用機材	フレキシロッダー	8φ×8m ワイヤ付 電動清掃器	1	—	—	
	ウォーターラム	KWR-1 排水管清掃器 (衝撃波)	1	—	—	
	清掃機械器具	カンツール プラマーズ・セット 排水管掃除器具	1	—	—	
	アルミ伸縮梯子	HC2-51	—	—	—	
	コードリール		—	—	—	
	フロアージャッキ		1	—	—	
	複合型ガス検知機	XP-302M	1	—	—	
	バイブロコンパクター	MEIWA RP60	1	—	—	
	道路カッター	三笠 MCD-L12	1	—	—	
	ディスクグラインダー	DCM T-100GDM	1	—	—	
	刈払機	リョービ EKK2670	—	—	—	
	酸素硫化水素濃度計	COSMOS XOS-326		2		
	MLSS 計	IM-80P	—	1	—	
	高圧洗浄機	VK10303K	1	—	—	
自走式斜面草刈	AZ851 スパーダーモア	—	—	—		
保安機材	バリケード	折りたたみ式	14	—	—	
	カラーコーン		30	—	—	
	コーンバー		36	—	—	
	剣スコップ		4	—	—	
	角スコップ		7	—	—	
	アルミスコップ		6	—	—	
	つるはし		1	—	—	
	鉄ハンマー		2	—	—	
	かけや		2	—	—	

水中ポンプの定格出力 3.7kw 以上の場合は 5.5KVA のエンジン駆動発電機を使用すること。

(2) 調達先のリスト

調達先	連絡先担当者及び代理者	連絡手段・連絡先	調達する資機材	市担当者及び代理者

2.9 備蓄、救出用機材

2.9.1 食料等の備蓄

品名	規格	個数	保存期限	保管場所	管理責任者
水	上水は可搬式浄水器により井水を供給（容量約700人/日）	備蓄なし			
食料		備蓄なし			
仮設トイレ	マンホールトイレ 緊急排水槽あり（7日分） 最大容量112m ³ （30kg/人日×500人×7日=105t）	1箇所 10基（内2基は車椅子対応テント）			
消耗品等 コピー用紙、浄水器用フィルター					

出典：長浜市業務継続計画（BCP）（地震災害編） p.14

2.9.2 閉じ込め、下敷き等の救出用機材の配置状況

品名	個数	保管場所	管理責任者
ボール			
のこぎり			
チェーンソー			

（救出用機材は配置しておらず、今後、配置の検討が必要）

3 非常時対応計画

3.1 本庁における非常時対応計画

3.1.1 勤務時間内に想定地震が発生した場合

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> 来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置。 目視により火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合、屋外に避難。 屋外避難が必要ない場合、来訪者をロビーへ誘導。 	2.5.1 避難誘導方法
	職員の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> 責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認。 担当者は不在職員（外出、休暇等）の把握と安否を確認。 不在職員（外出、休暇等）は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目安を連絡。 	2.5.2 安否確認方法 2.5.3 職員リスト
	東北部浄化センター処理場との連絡調整（発災直後） <ul style="list-style-type: none"> 処理場の施設被害状況を把握 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～3 時間	下水道対策本部、下水道対策支部の立上げ <ul style="list-style-type: none"> 外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認。 災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替拠点へ移動。 下水道対策本部、下水道対策支部の立上げ、体制確保。 民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保。 市災害対策本部、国、県、関連行政部局等への被害概況の第一報と対応体制・概況等を報告。下水道施設が被害を受けている場合は、予め協定の民間企業等に依頼する。 	2.2 対応拠点と非常参集 2.6 被害状況の把握（チェックリスト） 2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	関連行政部局との連絡調整（1） <ul style="list-style-type: none"> 関連行政部局（水道企業団、道路部局等）との協力体制の確認。 管理施設が近接している関連行政部局（水道企業団、道路部局等）との共同点検調査の実施方針を検討。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～6 時間	データ類の保護 <ul style="list-style-type: none"> 台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体等が損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。 データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を国際航業（株）に依頼。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	浸水対策（降雨予報の確認） <ul style="list-style-type: none"> 今後の降雨予報を確認。 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水対応】を実施。 	
～8 時間	農集排処理施設・マンホールポンプ場の状況確認 <ul style="list-style-type: none"> 被災震源地の中心から 1km 圏内にある農集排処理施設と重要な管渠幹線内のマンホールポンプ施設の被害状況を 2 人 1 班体制で処理施設班及び調査・復旧班で現地状況確認を行う。 	2.3 対応体制・指揮命令系統図
	市災害対策本部との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡 市災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認 市全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整 被害状況に応じて下水道の使用自粛を要請 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～8 時間	県（下水道）との連絡調整 ・ 県（下水道）へ被害状況、対応状況等を連絡	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	被害状況等の情報収集 ・ 報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況）を収集整理。 ・ 個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等）。	住民問い合わせに関する資料（下水道指定工事店一覧表）
～1 日	関連行政部局との連絡調整（2） ・ 緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、水道企業団、道路部局と協議。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
6 時間 ～3 日	緊急点検 ・ 調査箇所を優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。 ・ 調査用具、調査チェックリストを準備。 ・ 人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設及び農業集落排水処理施設の点検。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
8 時間 ～3 日	緊急調査 ・ 重要な幹線管渠等の目視調査を実施。	
～2 日	避難所等のトイレ機能の確保 ・ 避難所等における水洗トイレ等の状況確認（使用可否、復旧見込み等）。 ・ 避難所等における水洗トイレ機能確保（マンホールトイレを含む）に向けた関連行政部局との対応協議、調整を実施。 ・ 仮設トイレのし尿受入れ等に関する関係部局との対応協議。	長浜市地域防災計画
～3 日	支援要請及び受援体制の整備 ・ 被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 ・ 支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人・モノ）等を県に連絡。 ・ 受入場所（作業スペース・駐車スペース・保管場所等）の確保等、受け入れ態勢を整える。 ・ 県等からの連絡に応じて受入対応状況を適宜連絡。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～3 日	緊急措置（被害がある場合） 【汚水溢水への緊急措置】 ・ 備蓄している資機材により、溢水解消。 ・ 市で対応できない（職員、資機材等の不足）場合には、し尿収集業者に汚泥吸引車を手配し、維持管理業者に対応を要請。 【緊急輸送路における交通障害対策】 ・ 関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消する。 【浸水対策】 ・ 排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を市で対応できない場合は県と協議する。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
▶ 【浸水対応】 ：市災害対策本部と連携した水防活動の実施		・ 長浜市職員災害時初動マニュアル

3.1.2 夜間休日(勤務時間外)に想定地震が発生した場合

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	職員の安否連絡 ・自らと家族の安全を確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目安を連絡	2.5.2 安否確認方法 2.5.3 職員リスト
	自動参集 ・震度をラジオ等で確認し、下水道対策本部及び代替拠点への初動参集者は、指定された場所に自動参集 ・参集に当たっては、服装に留意する。また、飲料水、食料等を持参するように努める ・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認	
	指揮系統の確立 ・参集した職員の代替順位に応じて、各班の指揮系統を確立する ・職員の安否、下水道施設の被害概要の把握に努める	2.3 対応体制・指揮命令系統図 2.5.2 安否確認方法 2.5.3 職員リスト
～2 時間	東北部浄化センター処理場との連絡調整 (発災直後) ・処理場の施設被害状況を把握	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～6 時間	下水道対策本部、下水道対策支部の立上げ ・外部状況 (大規模クラック) 等、災害対応拠点 (通常の業務拠点) の安全性を確認 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替拠点へ移動 ・下水道対策本部、下水道対策支部の立上げ、体制確保 ・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保 ・市災害対策本部及び県 (下水道) 等へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告する	2.2 対応拠点と非常参集 2.4 代替拠点の概要と参集者 2.6 被害状況の把握 (チェックリスト) 2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	浸水対策 (降雨予報の確認) ・今後の降雨予報を確認 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水対応】を実施	
	関連行政部局との連絡調整 (1) ・関連行政部局 (上水道部局、道路部局等) との協力体制の確認 ・管理施設が近接している関連行政部局 (水道企業団、道路部局等) との共同点検調査の実施方針を調整	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	データ類の保護 ・台帳類 (下水道台帳等) やバックアップ媒体等が損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を依頼	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～8 時間	市災害対策本部との連絡調整 ・市災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡 ・市災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認 ・市全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整 ・被害状況に応じて下水道の使用自粛を要請	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	県 (下水道) との連絡調整 ・県 (下水道) へ被害状況、対応状況等を連絡	2.7 災害発生直後の連絡先リスト

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～8 時間	県（下水道）との連絡調整 ・ 県（下水道）へ被害状況、対応状況等を連絡	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	被害状況等の情報収集 ・ 報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況）を収集整理。 ・ 個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等）。	住民問い合わせに関する資料（下水道指定工事店一覧表）
～1 日	関連行政部局との連絡調整（2） ・ 緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、水道企業団、道路部局と協議。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
6 時間 ～3 日	緊急点検 ・ 調査箇所優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。 ・ 調査用具、調査チェックリストを準備。 ・ 人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設及び農業集落排水処理施設の点検。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
8 時間 ～3 日	緊急調査 ・ 重要な幹線管渠等の目視調査を実施。	
～2 日	避難所等のトイレ機能の確保 ・ 避難所等における水洗トイレ等の状況確認（使用可否、復旧見込み等）。 ・ 避難所等における水洗トイレ機能確保（マンホールトイレを含む）に向けた関連行政部局との対応協議、調整を実施。 ・ 仮設トイレのし尿受入れ等に関する関係部局との対応協議。	長浜市地域防災計画
～3 日	支援要請及び受援体制の整備 ・ 被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 ・ 支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人・モノ）等を県に連絡。 ・ 受入場所（作業スペース・駐車スペース・保管場所等）の確保等、受け入れ態勢を整える。 ・ 県等からの連絡に応じて受入対応状況を適宜連絡。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～3 日	緊急措置（被害がある場合） 【汚水溢水への緊急措置】 ・ 備蓄している資機材により、溢水解消。 ・ 市で対応できない（職員、資機材等の不足）場合には、し尿収集業者に汚泥吸引車を手配し、維持管理業者に対応を要請。 【緊急輸送路における交通障害対策】 ・ 関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消する。 【浸水対策】 ・ 排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を市で対応できない場合は県と協議する。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
▶ 【浸水対応】 ：市災害対策本部と連携した水防活動の実施		・ 長浜市職員災害時初動マニュアル

3.1.3 勤務時間内に水害が発生した(想定される)場合

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
事前対応	事前準備等 <ul style="list-style-type: none"> ・天候に係る情報収集。 ・下水道施設に関する情報の確認。 ・水害に備えた備品の確認・準備。 ・水防本部、関係行政部局との連絡調整及び下水道部門内で警戒態勢を構築。 ・発災時の応急措置、緊急対応業者との連絡体制の確認。 	
直後	来訪者対応・避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の安全確保・避難誘導を行う。 ・安否状況を連絡する。 職員の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ・責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認。 ・担当者は不在職員（外出、休暇等）の把握と安否を確認。 ・不在職員（外出、休暇等）は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目安を連絡。 	2.5.1 避難誘導方法 2.5.2 安否確認方法 2.5.3 職員リスト
	東北部浄化センター処理場との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・処理場、ポンプ施設の被害状況を把握 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～3 時間	下水道対策本部、下水道対策支部の立上げ <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認。 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替拠点へ移動。 ・下水道対策本部、下水道対策支部の立上げ、体制確保。 ・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保。 ・市災害対策本部、国、県、関連行政部局等への被害概況の第一報と対応体制・概況等を報告。下水道施設が被害を受けている場合は、予め協定の民間企業等に依頼する。 ・台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体の確認。 	2.2 対応拠点と非常参集 2.6 被害状況の把握（チェックリスト） 2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	関連行政部局との連絡調整（1） <ul style="list-style-type: none"> ・関連行政部局（水道企業団、道路部局等）との協力体制の確認。 ・管理施設が近接している関連行政部局（水道企業団、道路部局等）との共同点検調査の実施方針を検討。 ・河川水位情報の確認。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	農集排処理施設・マンホールポンプ場の状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・農集排処理施設とマンホールポンプ施設の被害、停電状況等を2人1班体制で処理施設班及び調査・復旧班で現地状況確認を行う。 	2.3 対応体制・指揮命令 系統図
～8 時間	市災害対策本部との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡 ・市災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認 ・市全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整 ・被害状況に応じて下水道の使用自粛を要請 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	県（下水道）等との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・県（下水道）へ被害状況、対応状況等を連絡 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～8 時間	被害状況等の情報収集 <ul style="list-style-type: none"> 報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況）を収集整理。 個別住民からの問い合わせ対応（現地確認等）。 	
	関連行政部局との連絡調整（２） <ul style="list-style-type: none"> 緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、水道企業団、道路部局と協議。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～1 日	緊急点検 <ul style="list-style-type: none"> 優先順位を決定し、管路施設及びマンホールポンプ施設の緊急点検を完了する。 農集処理施設の緊急点検を完了する。 県（下水道）へ連絡協議を行う。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
6時 間 ～3 日	緊急調査 <ul style="list-style-type: none"> 管路施設及びマンホールポンプ施設の緊急調査を完了する。 農集処理施設の緊急調査を完了する。 県（下水道）へ連絡協議を行う。 	
8時 間 ～3 日	避難所等のトイレ機能の確保 <ul style="list-style-type: none"> 避難所等における水洗トイレ等の状況確認（使用可否、復旧見込み等）。 避難所等における水洗トイレ機能確保（マンホールトイレを含む）に向けた関連行政部局との対応協議、調整を実施。 仮設トイレのし尿受入れ等に関する関係部局との対応協議。 	長浜市地域防災計画
～2 日	支援要請及び受援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人・モノ）等を県に連絡。 受入場所（作業スペース・駐車スペース・保管場所等）の確保等、受け入れ態勢を整える。 県等からの連絡に応じて受入対応状況を適宜連絡。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
3 日 ～	緊急措置（被害がある場合） 【汚水溢水への緊急措置】 <ul style="list-style-type: none"> 備蓄している資機材により、溢水解消。 市で対応できない（職員、資機材等の不足）場合には、し尿収集業者に汚泥吸引車を手配し、維持管理業者に対応を要請。 仮設ポンプと仮配管の設置による被災無し管路への送水を実施する。 【緊急輸送路における交通障害対策】 <ul style="list-style-type: none"> 関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消する。 【浸水対策】 <ul style="list-style-type: none"> 排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を市で対応できない場合は県と協議する。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト

3.1.4 夜間休日(勤務時間外)に水害が発生した(想定される)場合

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
事前対応	事前準備等 <ul style="list-style-type: none"> ・天候に係る情報収集。 ・下水道施設に関する情報の確認。 ・水害に備えた備品の確認・準備。 ・水防本部、関係行政部局との連絡調整及び下水道部門内で警戒態勢を構築。 ・発災時の応急措置、緊急対応業者との連絡体制の確認。 	
直後	職員の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体専用ビジネスチャットツールである LoGo チャットで速やかに安否状況を連絡する。 職員の参集 <ul style="list-style-type: none"> ・長浜市地域防災計画の風水害発生時の配備基準により職員参集 ※人員不足の場合は、応援体制を整える。 	2.5.2 安否確認方法 2.5.3 職員リスト
	東北部浄化センター処理場との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・処理場、ポンプ施設の被害状況を把握 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～3 時間	下水道対策本部、下水道対策支部の立上げ <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応拠点(通常の業務拠点)の安全性を確認。 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替拠点へ移動。 ・下水道対策本部、下水道対策支部の立上げ、体制確保。 ・民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保。 ・市災害対策本部、国、県、関連行政部局等への被害概況の第一報と対応体制・概況等を報告。下水道施設が被害を受けている場合は、予め協定の民間企業等に依頼する。 ・台帳類(下水道台帳等)やバックアップ媒体の確認。 	2.2 対応拠点と非常参集 2.6 被害状況の把握(チェックリスト) 2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	関連行政部局との連絡調整(1) <ul style="list-style-type: none"> ・関連行政部局(水道企業団、道路部局等)との協力体制の確認。 ・管理施設が近接している関連行政部局(水道企業団、道路部局等)との共同点検調査の実施方針を検討。 ・河川水位情報の確認。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	農集排処理施設・マンホールポンプ場の状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・農集排処理施設とマンホールポンプ施設の被害、停電状況等を2人1班体制で処理施設班及び調査・復旧班で現地状況確認を行う。 	2.3 対応体制・指揮命令 系統図
～8 時間	市災害対策本部との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡 ・市災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認 ・市全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整 ・被害状況に応じて下水道の使用自粛を要請 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
	県(下水道)等との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・県(下水道)へ被害状況、対応状況等を連絡 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～8 時間	被害状況等の情報収集 <ul style="list-style-type: none"> 報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況）を収集整理。 個別住民からの問い合わせ対応（現地確認等）。 	
	関連行政部局との連絡調整（2） <ul style="list-style-type: none"> 緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、水道企業団、道路部局と協議。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～1 日	緊急点検 <ul style="list-style-type: none"> 優先順位を決定し、管路施設及びマンホールポンプ施設の緊急点検を完了する。 農集処理施設の緊急点検を完了する。 県（下水道）へ連絡協議を行う。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
6時 間 ～3 日	緊急調査 <ul style="list-style-type: none"> 管路施設及びマンホールポンプ施設の緊急調査を完了する。 農集処理施設の緊急調査を完了する。 県（下水道）へ連絡協議を行う。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
8時 間 ～3 日	避難所等のトイレ機能の確保 <ul style="list-style-type: none"> 避難所等における水洗トイレ等の状況確認（使用可否、復旧見込み等）。 避難所等における水洗トイレ機能確保（マンホールトイレを含む）に向けた関連行政部局との対応協議、調整を実施。 仮設トイレのし尿受入れ等に関する関係部局との対応協議。 	長浜市地域防災計画
～2 日	支援要請及び受援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人・モノ）等を県に連絡。 受入場所（作業スペース・駐車スペース・保管場所等）の確保等、受け入れ態勢を整える。 県等からの連絡に応じて受入対応状況を適宜連絡。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
3 日 ～	緊急措置（被害がある場合） 【汚水溢水への緊急措置】 <ul style="list-style-type: none"> 備蓄している資機材により、溢水解消。 市で対応できない（職員、資機材等の不足）場合には、し尿収集業者に汚泥吸引車を手配し、維持管理業者に対応を要請。 仮設ポンプと仮配管の設置による被災無し管路への送水を実施する。 【緊急輸送路における交通障害対策】 <ul style="list-style-type: none"> 関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没等による交通障害を解消する。 【浸水対策】 <ul style="list-style-type: none"> 排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を市で対応できない場合は県と協議する。 	2.7 災害発生直後の連絡先リスト

4 事前対策計画

4.1 データのバックアップ及び資機材の確保

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要 予算 (千円)	実施 予定 時期	担当者
重要 情報	下水道台帳の 整備	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道台帳は整備済み ・台帳システムは整備済み ・製本版は本庁に1部整備済み 	—	—	—	—	下水道 施設課
	データ（下水 道台帳等）の バックアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳システムの保守契 約会社にバックアップデ ータを保管 	—	—	—	—	下水道 施設課
資機材	保有資機材の 把握	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な資機材をリス トアップ済み ・資機材の保有場所を リストアップ済み 	—	—	—	—	下水道 施設課
	緊急時の資機 材調達ルート の確保	資機材を購入する予算が 不足している	緊急時の調達ル ートを確認	調査復旧を速やか に実施することが 可能	—	次年度 以降	下水道 施設課
	仮設ポンプの 備蓄	備蓄が少なく迅速な対応 ができない	緊急時の調達先 を確認	仮設ポンプの設置 が可能となり、汚 水溢水の解消業務 への対応力が向上	—	次年度 以降	下水道 施設課
	自家発電機の 備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄が少なく迅速な対 応ができない 	緊急時の調達先 を確認	仮設ポンプの電源 の確保が可能とな り、汚水溢水の解 消業務への対応力 が向上	—	次年度 以降	下水道 施設課
	固形塩素剤の 貯蔵	備蓄が少なく迅速な対応 ができない	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の調達 先を確認 	消毒処理を2日程 度維持	—	次年度 以降	下水道 施設課
	重油・軽油の 備蓄量（処理 場・ポンプ 場）	十分な対応量が確保でき ていない	調達先の確保	処理場及びポンプ 場の継続的な稼働 が確保できる	—	—	下水道 施設課
	公用車燃料の 調達	登録業者の公用車給油所 で給油を行う	—	—	—	—	下水道 施設課

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要 予算 (千円)	実施 予定 時期	担当者
設備	情報伝達機器の確保	災害時の使用可能な通信機器として、防災無線、災害時優先電話及び停電直通用電話が整備済み	—	—	—	—	防災危機管理局
		LOGO チャットを構築済み	—	—	—	—	下水道施設課
	サーバーの停電対策	市役所庁舎には自家発電設備が整備済み	—	—	—	—	—
	共有パソコンの配備	作業用パソコン数が少ない	支援者用の作業パソコンの確保	支援者等の作業向上	—	次年度以降	下水道施設課
	タブレット端末の確保	タブレット端末にて下水道台帳データの閲覧可能	—	—	—	—	下水道施設課
生活必需品	食料及び飲料水の備蓄	食料及び飲料水を備蓄していない。(職員が自ら確保するように指示)	緊急時市民用と合わせ、職員用の食料等の調達先を確保	・断水期間の対応が可能 ・職員の衛生環境を確保	—	次年度以降	下水道施設課

4.2 関連行政部局との連絡・協力体制の構築

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	実施 予定時期	担当者
他部局との連携	部局内のリソース <u>(人・モノ)の配分に関する把握</u>	長浜市業務継続計画に基づき実施	—	—	—	—
	関連行政部局とのリソース <u>(人・モノ)の配分に関する調整</u>	長浜市業務継続計画に基づき実施	—	—	—	—
	連絡・協力体制の構築	長浜市業務継続計画に基づき実施	—	—	—	—

4.3 他の地方公共団体との支援ルールの確認

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	実施 予定時期	担当者
支援ルール	支援対象の地方公共団体を確認	下水道独自の相互協定は締結されていない	滋賀県を通じて広域的な支援体制を確立する	被災後の調査、応急復旧などが円滑に遂行可能となる	次年度以降	下水道施設課
	支援ルールの相互確認	下水道独自の相互協定は締結されていない	滋賀県を通じて広域的な支援体制を確立すると共に支援ルール、要請の様式類を明確化する	支援の迅速化と支援時の混乱防止	次年度以降	下水道施設課

4.4 受援体制の整備と充実

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要 予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
受援 体制	支援者に対する 担当窓口設置	総務班が担当	—	—	—	—	下水道 総務課
	支援者へ提供する 情報等の整理	下水道台帳の整備	情報等を整理する (リスト化)	支援活動を安全かつ 効率的に実施可能	—	次年度 以降	下水道 施設課
		支援活動に必要な 資機材、備品が不足 している	・資機材を整理する (リスト化) ・不足する資機材等 を揃える ・調達先を探す	支援者が準備する 資機材が明確になり 支援活動を効率的に 実施可能	—	次年度 以降	下水道 施設課
		情報等を災害時 下水道事業関係 情報へ登録	災害時下水道事業 関係情報の使用方 法がわからない	・災害時下水道事業 関係情報の使用方 法を周知する ・登録すべき情報を 整理し登録する(変 更毎に更新)	支援者が被災団体の 情報を迅速に把握 可能	—	次年度 以降

4.5 民間企業等との協定締結・見直し

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後 のレベル	必要 予算 (千円)	実施 予定 時期	担当者
協定	民間企業等との 協定締結状況	災害支援協定を締 結している	—	—	—	—	—
	平時における 定期的な情報 共有	—	情報共有のための定 例会を実施する	公共団体と民間企 業等が最新情報を 共有できる	—	次年度 以降	下水道 施設課
	他の地方公共 団体間とのリ ソース調達に 関する調整	—	リソース調達に関す る調整を働きかける	他の地方公共団体 間とのリソース調 達の競合を防止	—	次年度 以降	下水道 施設課
	災害協定の窓 口一元化	—	・市で窓口を一元化 できるよう調整する ・発災時に調整・協 議できる体制を作る	他部局とのリソー ス調達等の競合を 防止	—	次年度 以降	防災危機 管理局 下水道 施設課

4.6 住民等への情報提供及び協力要請

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要 予算 (千円)	実施 予定 時期	担当者
周知	配布・広報用資料の様式作成	事前に準備していない	過去の発災時における事例を参考に配布・広報用資料の様式を作成する	住民等へ有効な情報を迅速に伝達することが可能	—	次年度以降	下水道施設課

4.7 その他の対策

分類	項目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要 予算 (千円)	実施 予定 時期	担当者
共通	代替拠点の確保	本庁が被災した場合の代替拠点が必要	北部合同庁舎を代替拠点とする。	代替拠点で、下水道対策本部業務の実施が可能	—	—	下水道施設課
	復旧対応の記録	下水道BCP策定に合わせて整備済み	—	—	—	—	下水道施設課
	人材育成・確保	OBへの協力を求めている	OBへの災害時の協力要請	災害時の協力体制を確保	—	次年度以降	下水道施設課

5 訓練・維持改善計画

5.1 訓練計画

訓練名称	訓練内容	参加者・対象者	予定時期	実施場所	企画実施部署
参集訓練	・地震・津波及び水害を想定した職員の非常参集	全職員	毎年1回※ (9月)	庁舎	
安否確認訓練	・全職員は、携帯電話やLOGOチャット等により安否を連絡 ・安否確認担当職員は、安否確認の回答をとりまとめ	全職員	毎年1回※ (9月)	庁舎	下水道施設課
実地訓練	・仮設ポンプの運転確認 ・汚水溢水を想定した箇所での仮設ポンプ等の運搬設置 ・仮設発電機によるマンホールポンプの運転	調査・復旧班及び処理施設班 協定先の担当者等	毎年1回※ (9月)	各現場	下水道施設課
情報伝達訓練	・本庁（下水道対策本部）と処理場との情報伝達訓練 ・他の地方公共団体や民間企業等との支援に関する情報伝達訓練 ・水道企業団や道路部局等の関連行政部局との情報伝達訓練 ・関連協会・団体・民間企業等（下水処理施設の運転管理委託先、建設企業、機器納入メーカー、復旧時に必要な資機材メーカー、避難所の管理者等）との情報伝達訓練	下水道事業部全職員関係機関等の担当者 協定先の担当者等	毎年1回※ (9月)	庁舎	下水道施設課
図上訓練（シナリオ提示型）	・非常時対応計画等の対応手順等、訓練シナリオを事前に提示して、手順どおりに対応を行う	下水道事業部全職員	1回/2年	庁舎	下水道施設課
図上訓練（シナリオ非提示型）	・事前に訓練シナリオを提示せず、訓練中に付与される情報に基づき判断し行動する	下水道事業部全職員	1回/2年	庁舎	下水道施設課

※県の合同防災訓練、長浜市総合防災訓練等に合わせて実施

5.2 維持改善計画

5.2.1 下水道BCPの定期的な点検項目

点検項目	点検時期	点検実施部署	統括部署
下水道部局や関係先（国、県、関連行政部局、民間企業等）の人事異動により、指揮命令系統、安否確認等の登録情報（電話番号等）に変更がないか	年2回（4月、7月） 必要に応じて適宜実施	下水道施設課	下水道施設課
重要なデータや文書（下水道台帳、施設図面等）のバックアップを実施しているか	年1回（4月）	下水道施設課	下水道施設課
策定根拠となる計画を変更した場合、計画に関連する文書が全て最新版に更新されているか	年1回（4月）	下水道施設課	下水道施設課

5.2.2 下水道BCP責任者による総括的な点検項目 <実施時期:毎年4月頃>

点検項目	点検実施部署	統括部署
事前対策は、確実に実施されたか また、過去1年間で実施した対策を踏まえ、下水道BCPの見直しを行ったか	下水道施設課	下水道施設課
優先実施業務の追加や変更等で下水道BCPの変更が必要ないか検討したか	下水道施設課	下水道施設課
訓練が年間を通して計画どおりに実施されたか また、訓練結果を踏まえた下水道BCPの見直しを行ったか	下水道施設課	下水道施設課
来年度予算で取り上げる対策を検討したか また、実施未定の対策について、予算化を検討したか	下水道施設課	下水道総務課
非常用電源や非常用通信手段が問題なく使用できるか	下水道施設課	下水道総務課
下水道BCP策定の根拠資料を変更した場合、関連する計画が全て最新版に更新されているか	下水道施設課	下水道施設課

5.2.3 職員及び重要関係先への定期的周知

周知先	周知した内容	周知の相手方及び方法	周知の実施時期
滋賀県琵琶湖環境 部下水道課 北部流域下水道事 務所	災害時緊急連絡先(担当職員の氏名、電話番号等)	一覧表を提出	毎年4月

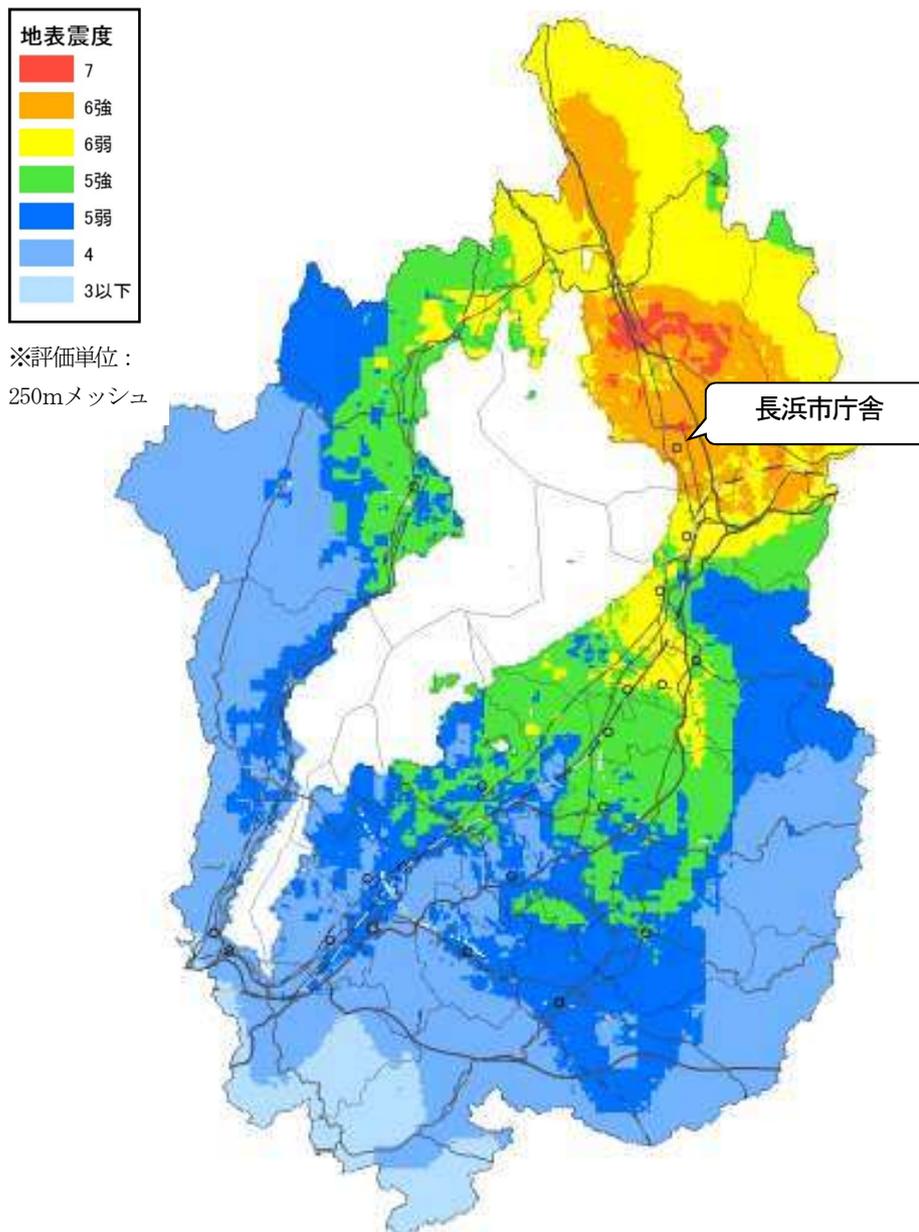
6 計画策定の根拠とした調査・分析・検討

6.1 地震・水害規模等の設定と被害想定

6.1.1 地震規模の設定

長浜市では、「柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震」が発生したことを想定して被害想定を行う。

地震規模	震度7
------	-----



出典：長浜市地域防災計画（長浜市防災会議）

項目		柳ヶ瀬・関ヶ原			
		断層帯地震			
		case1	case2		
市内の想定最大震度		7	7		
建物被害	全壊棟数(棟) ※1	8,751	7,638		
	半壊棟数(棟) ※1	16,704	14,678		
	全焼棟数 ※2	夏 正午	10	10	
		冬 夕方	508	655	
		冬 深夜	0	0	
	全焼・全壊棟数合計 ※2	夏 正午	8,761	7,648	
		冬 夕方	9,259	8,293	
冬 深夜		8,754	7,638		
人的被害 ※1	死者数(人)	夏 正午	318	285	
		冬 夕方	406	365	
		冬 深夜	497	445	
	負傷者(人)	夏 正午	2,608	2,227	
		冬 夕方	3,386	2,973	
		冬 深夜	4,120	3,658	
ライフライン機能支障	電力供給施設：停電軒数	停電口数	地震直後	87,562	86,714
			1日後	53,306	52,113
			2日後	32,809	32,400
			3日後	20,257	20,355
			1週間後	24	28
	上水道施設：断水人口	断水人口	地震直後	108,341	105,842
			1日後	107,359	104,729
			2日後	105,535	102,785
			3日後	103,160	100,337
			1週間後	90,575	87,893
			1ヶ月後	25,758	25,904
			2ヶ月後	3,266	3,556
			3ヶ月後	355	420
	避難者	避難者生活者数(人)	1日後	17,569	16,463
3日後			21,184	20,103	
1週間後			25,963	24,705	
1か月後			7,833	7,817	

※1：住家は、戸数を棟数として算定。

※2：風速は、すべて8m/sec。

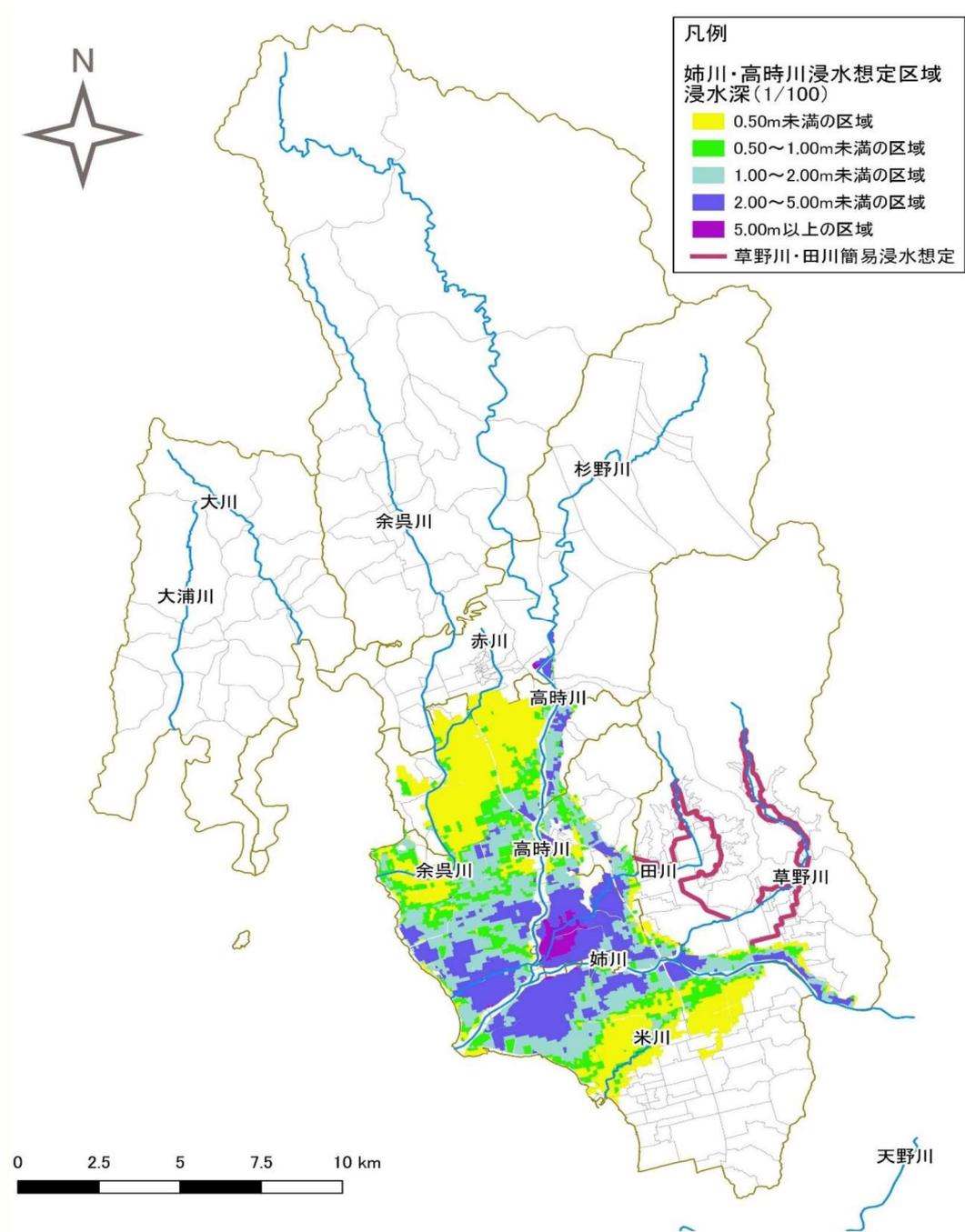
出典：長浜市地域防災計画（長浜市防災会議）

6.1.2 水害規模の設定

長浜市では、地域防災計画に定められた水害が発生したことを想定して被害想定を行う。

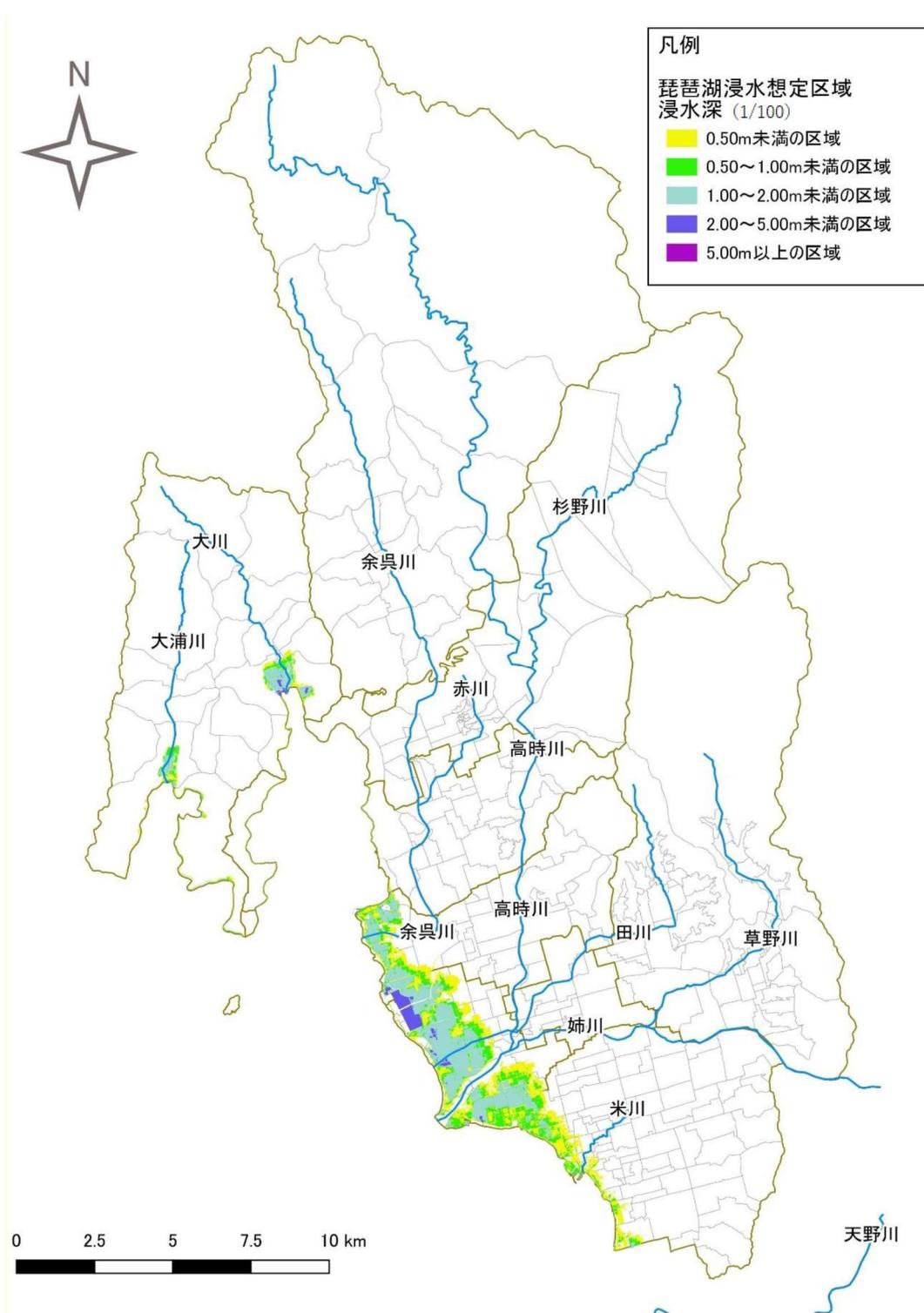
停電については、「発災後72時間の業務継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるとともに、更なる非常用電源用の燃料備蓄の増量に努めること」とされていることから、72時間の停電時間（燃料供給の停止を含む）を想定した業務継続について検討します。

〔洪水浸水想定区域図（姉川・高時川）〕



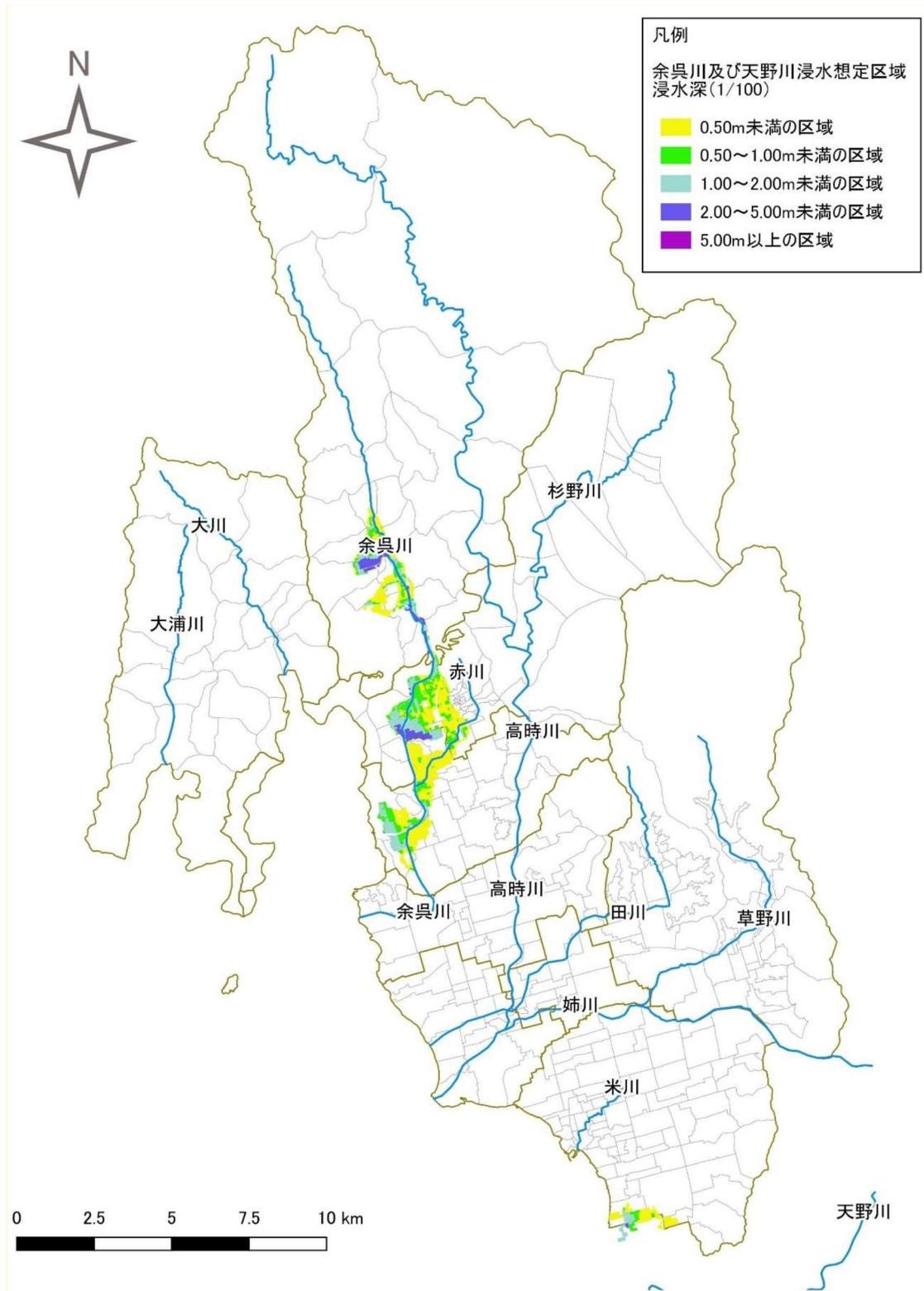
出典：長浜市地域防災計画（長浜市防災会議）

〔洪水浸水想定区域図（琵琶湖）〕



出典：長浜市地域防災計画（長浜市防災会議）

〔洪水浸水想定区域図（余呉川、天野川）〕



出典：長浜市地域防災計画（長浜市防災会議）

6.1.3 下水道施設等の耐震化及び耐水化の対策状況

(1) 既存施設(庁舎、管路、処理場、ポンプ場)

①庁舎(建物)の状況把握

建物の名称	長浜市役所本庁舎
項目	結果
庁舎の建築時期	平成26年
新耐震基準対応の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 対応済み <input type="checkbox"/> 未対応
耐震補強の有無	<input type="checkbox"/> 耐震補強実施済み <input type="checkbox"/> 実施したが完全ではない <input checked="" type="checkbox"/> 未実施(もしくは実施状況不明)
耐震診断の結果	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし(震度6強までの耐震性あり) <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 未実施/不明
耐震診断・工事等の当面の予定、検討状況	<input checked="" type="checkbox"/> 予定なし <input type="checkbox"/> 耐震診断の予定あり (予定の内容: <input type="checkbox"/> 耐震工事の予定あり (予定の内容:
内水ハザードマップによる危険の有無(浸水予想区域内か否か)	<input checked="" type="checkbox"/> 予想区域外 <input type="checkbox"/> 予想区域内
洪水ハザードマップによる危険の有無(浸水予想区域内か否か)	<input checked="" type="checkbox"/> 予想区域外 <input type="checkbox"/> 予想区域内
津波ハザードマップによる危険の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 予想区域外 <input type="checkbox"/> 予想区域内

②下水道施設の耐震化状況の把握

a) 幹線管渠

幹線名	施工年度	○:耐震化済み又は照査でOK ×:未耐震化又は照査でNG -:対象外			○:津波影響なし ×:津波影響あり	備考
		土木		建築		
		L1地震動	L2地震動	新耐震		
幹線管渠	平成9年度以前	○	○(一部)	-	○	33.9kmのうち 12.6km耐震化済み
幹線管渠	平成10年度以降	○	○(一部)	-	○	40.4kmのうち 23.8km耐震化済み

b) 施設

番号	施設名	供用年月	○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG －：対象外			○：津波影響なし ×：津波影響あり	備考
			土木		建築		
			L1 地震動	L2 地震動	新耐震		
1	鳥羽上地区農業集落排水処理施設	平成6年2月	×	×	×	○	
2	常喜本庄地区農業集落排水処理施設	平成6年6月	×	×	×	○	
3	八条地区農業集落排水処理施設	平成7年5月	×	×	×	○	
4	泉国友郷地区農業集落排水処理施設	平成8年1月	×	×	×	○	
5	神田地区農業集落排水処理施設	平成9年5月	×	×	×	○	
6	西黒田南地区農業集落排水処理施設	平成11年4月	×	×	×	○	
7	尾上地区農業集落排水処理施設	昭和60年8月	×	×	×	○	
8	山本地区農業集落排水処理施設	平成5年4月	×	×	×	○	
9	津里石川地区農業集落排水処理施設	平成6年4月	×	×	×	○	
10	賀小今地区農業集落排水処理施設	平成6年4月	×	×	×	○	
11	丁野二俣地区農業集落排水処理施設	平成7年4月	×	×	×	○	
12	小谷南地区農業集落排水処理施設	平成9年3月	×	×	×	○	
13	上下山田地区農業集落排水処理施設	平成10年8月	×	×	×	○	

番号	施設名	供用年月	○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG －：対象外			○：津波影響なし ×：津波影響あり	備考
			土木		建築		
			L1 地震動	L2 地震動	新耐震		
14	馬上地区農業集落排水処理施設	昭和63年6月	×	×	×	○	
15	杉野地区農業集落排水処理施設	平成20年6月	×	×	×	○	
16	川並地区農業集落排水処理施設	昭和63年7月	×	×	×	○	
17	下余呉地区農業集落排水処理施設	平成2年4月	×	×	×	○	
18	中之郷地区農業集落排水処理施設	平成3年7月	×	×	×	○	
19	東野地区農業集落排水処理施設	平成5年10月	×	×	×	○	
20	片岡南部地区農業集落排水処理施設	平成8年6月	×	×	×	○	
21	丹生地区農業集落排水処理施設	平成12年12月	×	×	×	○	
22	坂口地区農業集落排水処理施設	平成13年8月	×	×	×	○	
23	小谷柳ヶ瀬地区農業集落排水処理施設	平成13年10月	×	×	×	○	
24	椿坂地区農業集落排水処理施設	平成15年3月	×	×	×	○	
25	中河内地区農業集落排水処理施設	平成16年3月	×	×	×	○	
26	菅並地区農業集落排水処理施設	平成16年3月	×	×	×	○	
27	八田部地区農業集落排水処理施設	昭和63年6月	×	×	×	○	
28	黒山地区農業集落排水処理施設	平成元年6月	×	×	×	○	
29	山門中地区農業集落排水処理施設	平成4年5月	×	×	×	○	
30	塩津浜地区農業集落排水処理施設	平成6年4月	×	×	×	○	
31	岩熊地区農業集落排水処理場	平成6年7月	×	×	×	○	
32	庄地区農業集落排水処理場	平成6年11月	×	×	×	○	
33	山田小山地区農業集落排水処理場	平成7年7月	×	×	×	○	

番号	施設名	供用年月	○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG －：対象外			○：津波影響なし ×：津波影響あり	備考
			土木		建築		
			L1 地震動	L2 地震動	新耐震		
34	塩津北地区農業集落排水処理場	平成10年4月	×	×	×	○	
35	塩津中部地区農業集落排水処理場	平成10年5月	×	×	×	○	
36	大浦地区農業集落排水処理施設	平成10年7月	×	×	×	○	
37	菅浦地区農業集落排水処理施設	平成12年7月	×	×	×	○	
38	余地区農業集落排水処理施設	平成13年7月	×	×	×	○	
39	月出地区農業集落排水処理施設	平成11年10月	×	×	×	○	

処理場写真



鳥羽上地区

番号	1
名称	鳥羽上地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市鳥羽上町68番地8
対象区域	鳥羽上北、鳥羽上南
計画人口	510人
処理方式	接触ばっ気法
供用開始	平成6年2月1日
浸水深	0.5m未満



常喜本庄地区

番号	2
名称	常喜本庄地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市常喜町1214番地1
対象区域	本庄、常喜東、常喜西、 本条新、常喜新
計画人口	1,350人
処理方式	接触ばっ気法
供用開始	平成6年6月1日
浸水深	-



八条地区

番号	3
名称	八条地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市八条町1253
対象区域	八条
計画人口	450人
処理方式	接触ばっ気法
供用開始	平成7年5月1日
浸水深	0.5m未満



泉国友郷地区

番号	4
名称	泉国友郷地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市国友町1484
対象区域	国友東、国友西、泉の一部、下 之郷東
計画人口	1,380人
処理方式	回分式活性汚泥法
供用開始	平成8年1月1日
浸水深	0.5m未満



神田地区

番号	5
名称	神田地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市加田町3507番地2
対象区域	布勢の一部、加田東、加田西、加田南、加田北、加田栄、加田新、加田今
計画人口	1,620人
処理方式	回分式活性汚泥法
供用開始	平成9年5月1日
浸水深	—



西黒田南地区

番号	6
名称	西黒田南地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市小一条町522番地2
対象区域	名越、布勢の一部、小一条
計画人口	980人
処理方式	回分式活性汚泥法
供用開始	平成11年4月1日
浸水深	0.5～1.00m未満



尾上地区

番号	8
名称	尾上地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市湖北町尾上
対象区域	東尾上、尾上
計画人口	1,460人
処理方式	オキシレーションディッチ法
供用開始	昭和60年8月1日
浸水深	1.00～2.00m未満



山本地区

番号	10
名称	山本地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市湖北町山本4778
対象区域	山本
計画人口	1,330人
処理方式	接触ばっ気法
供用開始	平成5年4月1日
浸水深	0.5～1.00m未満



津里石川地区

番号	11
名称	津里石川地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市湖北町津里1226番地3
対象区域	津里、石川、東尾上の一部
計画人口	300人
処理方式	接触ばっ気法
供用開始	平成6年4月1日
浸水深	1.00～2.00m未満



賀小今地区

番号	12
名称	賀小今地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市湖北町小今990番地1
対象区域	小今、賀
計画人口	340人
処理方式	接触ばっ気法
供用開始	平成6年4月1日
浸水深	2.00～5.00m未満



丁野二俣地区

番号	13
名称	丁野二俣地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市小谷丁野町2527
対象区域	二俣、小谷丁野
計画人口	1,760人
処理方式	接触ばっ気法
供用開始	平成7年4月15日
浸水深	2.00～5.00m未満



小谷南地区

番号	14
名称	小谷南地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市湖北町伊部805-4
対象区域	小谷郡上、小谷美濃山、
計画人口	950人
処理方式	オキシデーションディッチ法
供用開始	平成9年3月25日
浸水深	2.00～5.00m未満



上下山田地区

番号	15
名称	上下山田地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市下山田792
対象区域	小谷上山田、下山田
計画人口	580人
処理方式	間欠流入間欠ばっ気法
供用開始	平成10年8月10日
浸水深	0.5m未満



馬上地区

番号	16
名称	馬上地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市高月町馬上2371番地2
対象区域	馬上
計画人口	610人
処理方式	接触ばっ気法
供用開始	昭和63年6月1日
浸水深	2.00～5.00m未満



杉野地区

番号	17
名称	杉野地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市木之本町杉本1644番地1
対象区域	金居原、杉野、杉本、
計画人口	1,010人
処理方式	連続流入間欠ばっ気法
供用開始	平成20年6月1日
浸水深	—



川並地区

番号	18
名称	川並地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市余呉町川並2562番地2
対象区域	下余呉（江土地域のみ）、
計画人口	930人
処理方式	接触ばっ気法
供用開始	昭和63年7月28日
浸水深	1.00～2.00m未満



下余呉地区

番号	19
名称	下余呉地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市余呉町下余呉2421番地2
対象区域	下余呉（江土地域除く）
計画人口	520人
処理方式	接触ばっ気法
供用開始	平成2年4月2日
浸水深	2.00～5.00m未満



中之郷地区

番号	20
名称	中之郷地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市余呉町中之郷1107
対象区域	中之郷
計画人口	1,460人
処理方式	膜分離活性汚泥法
供用開始	平成3年7月19日
浸水深	1.00～2.00m未満



東野地区

番号	21
名称	東野地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市余呉町東野390番地3
対象区域	余呉東野の一部、今市、
計画人口	1,190人
処理方式	膜分離活性汚泥法
供用開始	平成5年10月1日
浸水深	0.5m未満



片岡南部地区

番号	22
名称	片岡南部地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市余呉町東野688番地2
対象区域	文室、国安、余呉東野の一部、
計画人口	780人
処理方式	回分式活性汚泥法
供用開始	平成8年6月28日
浸水深	2.00～5.00m未満



丹生地区

番号	23
名称	丹生地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市余呉町下丹生1562番地3
対象区域	下丹生、上丹生
計画人口	750人
処理方式	回分式活性汚泥法
供用開始	平成12年12月14日
浸水深	2.00～5.00m未満



坂口地区

番号	24
名称	坂口地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市余呉町坂口1396
対象区域	坂口
計画人口	250人
処理方式	膜分離活性汚泥法
供用開始	平成13年8月1日
浸水深	1.00～2.00m未満



小谷柳ヶ瀬地区

番号	25
名称	小谷柳ヶ瀬地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市余呉町小谷946番地1
対象区域	小谷、柳ヶ瀬
計画人口	280人
処理方式	膜分離活性汚泥法
供用開始	平成13年10月1日
浸水深	—



椿坂地区

番号	26
名称	椿坂地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市余呉町椿坂35番地3
対象区域	椿坂
計画人口	100人
処理方式	膜分離活性汚泥法
供用開始	平成15年3月24日
浸水深	—



中河内地区

番号	27
名称	中河内地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市余呉町中河内7番地1
対象区域	中河内
計画人口	90人
処理方式	膜分離活性汚泥法
供用開始	平成16年3月24日
浸水深	—



菅並地区

番号	28
名称	菅並地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市余呉町菅並875
対象区域	菅並
計画人口	250人
処理方式	膜分離活性汚泥法
供用開始	平成16年3月24日
浸水深	—



八田部地区

番号	29
名称	八田部地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市西浅井町八田部1666
対象区域	八田部
計画人口	410人
処理方式	接触ばっ気法
供用開始	昭和63年6月16日
浸水深	—



黒山地区

番号	30
名称	黒山地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市西浅井町黒山825番地2
対象区域	黒山
計画人口	160人
処理方式	長時間ばっ気法
供用開始	平成元年6月6日
浸水深	1.00～2.00m未満



山門中地区

番号	31
名称	山門中地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市西浅井町中963番地2
対象区域	山門、中
計画人口	470人
処理方式	長時間ばっ気法
供用開始	平成4年5月1日
浸水深	1.00～2.00m未満



塩津浜地区

番号	32
名称	塩津浜地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市西浅井町塩津浜1777番地2
対象区域	塩津浜
計画人口	850人
処理方式	回分式活性汚泥法
供用開始	平成6年4月1日
浸水深	1.00～2.00m未満



岩熊地区

番号	33
名称	岩熊地区農業集落排水処理場
所在地	長浜市西浅井町岩熊1933番地2
対象区域	岩熊
計画人口	410人
処理方式	連続流入間欠ばっ気法
供用開始	平成6年7月15日
浸水深	1.00～2.00m未満



庄地区

番号	34
名称	庄地区農業集落排水処理場
所在地	長浜市西浅井町庄1607番地2
対象区域	大浦の一部、庄
計画人口	790人
処理方式	回分式活性汚泥法
供用開始	平成6年11月1日
浸水深	0.5～1.00m未満



山田小山地区

番号	35
名称	山田小山地区農業集落排水処理場
所在地	長浜市西浅井町山田960番地2
対象区域	山田、西浅井小山
計画人口	300人
処理方式	連続流入間欠ばっ気法
供用開始	平成7年7月1日
浸水深	—



塩津北地区

番号	36
名称	塩津北地区農業集落排水処理場
所在地	長浜市西浅井町集福寺1592
対象区域	集福寺、沓掛
計画人口	520人
処理方式	間欠流入間欠ばっ気法
供用開始	平成10年4月1日
浸水深	—



塩津中部地区

番号	37
名称	塩津中部地区農業集落排水処理場
所在地	長浜市西浅井町塩津中1308
対象区域	祝山、野坂、塩津中、横波
計画人口	1,260人
処理方式	間欠流入間欠ばっ気法
供用開始	平成10年5月1日
浸水深	0.5～1.00m未満



大浦地区

番号	38
名称	大浦地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市西浅井町大浦2317
対象区域	大浦、菅浦の一部
計画人口	2,040人
処理方式	間欠流入間欠ばっ気法
供用開始	平成10年7月1日
浸水深	1.00～2.00m未満



菅浦地区

番号	39
名称	菅浦地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市西浅井町菅浦517番地1
対象区域	菅浦
計画人口	580人
処理方式	間欠流入間欠ばっ気法
供用開始	平成12年7月1日
浸水深	—



余地区

番号	40
名称	余地区農業集落排水処理施設
所在地	長浜市西浅井町余1403番地2
対象区域	余、余南
計画人口	570人
処理方式	連続流入間欠ばっ気法
供用開始	平成13年7月1日
浸水深	2.00～5.00m未満



月出地区

番号	41
名称	月出地区小規模集合排水処理施設
所在地	長浜市西浅井町月出335
対象区域	月出
計画人口	100人
処理方式	間欠ばっ気方式担体付着ろ過法
供用開始	平成11年10月1日
浸水深	—

6.1.4 重要情報の保管及びバックアップの現状

重要情報	保管場所	担当部門	記録媒体	現在のバックアップ状況		
				有無	頻度	方法
認可図書	事務室内ロッカー	下水道施設課	紙	なし	—	—
農業集落排水施設・マンホールポンプ施設平面図	PC内蔵HD内フォルダ 特別汚水ます情報・BCP資料	下水道施設課	HD	なし	—	—
農業集落排水施設・マンホールポンプ縦断面図	PC内蔵HD内フォルダ 特別汚水ます情報・BCP資料	下水道施設課	HD	なし	—	—
下水道台帳	PC内蔵HD内専用PC	下水道施設課	HD	あり	年1回	HD
受益者負担金情報	事務室内ロッカー	下水道総務課	紙	なし	—	—
行政文書	事務室内ロッカー	下水道総務課	紙	なし	—	—
※重要な管渠幹線平面図(緊急点検・調査資料)	PC内蔵HD内フォルダ 特別汚水ます情報・BCP資料	下水道施設課	HD	なし	—	—

※重要な管渠幹線

防災拠点施設（市役所・各支所・公民館）・指定避難場所（別紙）・病院（長浜赤十字病院・市立長浜病院・市立湖北病院）から公共下水道投入点、農業集落排水施設までをつなぐ管渠及びJR軌道下、河川（1級河川・長浜新川・姉川・高時川・草野川・余呉川）を横断する箇所を重要な管渠幹線とする。

6.1.5 被害想定

項目		被害想定
庁舎	長浜市役所本庁舎	市役所庁舎が使用不能となるような被害は発生しないが、キャビネット及びロッカーの転倒や書籍等の散乱により、片付け等に4時間程度必要と仮定する。
下水道施設	農業集落排水処理施設 (全域共通)	管理棟は新耐震基準を満たしていないため、運転停止が予想される。また、自家発電設備は、ほとんどが設置されていないか設置されてあっても、点検整備がされていないところが多い。 管理棟の機械電気設備は停電により、機能停止。また、水処理施設の機器類は、運転停止が予想される。
	中継ポンプ施設 (全域共通)	中継ポンプ施設が長時間停電し、ポンプが作動しないため汚水の圧送が出来ない。よってマンホールより汚水が溢水することが予想される。
要員		家屋倒壊や本人・家族の負傷等により、登庁できない職員が出る。また、公共交通手段の途絶、道路の寸断等により、発災後3時間以内に参集可能な職員は、全体の48%程度と予想される。参集者は徐々に増加し、24時間後で全体の68%程度となる。
ライフライン・インフラ	電力	発災直後は断線等により電力供給が中断する可能性が高い。発災後3日間程度は、庁舎、処理場、ポンプ場に電力供給されない可能性がある。
	水道	断水により1週間以上、庁舎、処理場、ポンプ場に上水道が供給されない可能性がある。水洗トイレ等1週間以上は利用できない。概ね復旧するまで3ヶ月程度を要する。
	固定電話	地震による停電、電柱添架の通信線の被害が多発し、1週間程度使用できない可能性が高い。架空通信線の復旧には1ヶ月以上を要する。
	携帯電話	通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日及び2日目はほとんど使用できない可能性が高い。数日間程度、電話が掛かりにくい可能性が続くとみられる。メールは若干遅配する可能性はあるものの、発災後でも送受信可能とみられる。
	道路	倒壊建物やブロック塀等道路沿いの建物や構造物の散乱等により、震度6弱以上の地域では交通支障が発生する。橋梁、盛土、切土、斜面の被害による交通支障が発生する。国道・県道では、発災後ただちに交通規制が実施され、主要道路は4日後を目途に道路の応急復旧が開始され、う回路の設定が行われる。
鉄道	JR北陸線で複数箇所の被害が発生する。被害箇所の調査、点検作業の後、応急復旧が開始され3日目に復旧する。	

※長浜市業務継続計画（BCP）H29.7、滋賀県地震被害想定（概要版）H26.3に基づき作成

6.2 優先実施業務（遅延による影響の把握）

対応の遅れがトイレを使用できない期間の長期化など市民生活に大きな影響を与えるだけでなく、緊急輸送路の通行に制約が生じることによる避難所等への移動や救急搬送、緊急物資の輸送、災害復旧活動などが遅延し、地域社会に大きな影響を与えるおそれがある。特にNo. 4、No.5、No.6、No.7は住民の生命、身体、財産の保護に直接影響を与える。優先実施業務は、それらの影響を未然にもしくは最小限に抑えるための最低限の業務である。

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響
1	下水道対策本部の立上げ	<ul style="list-style-type: none"> 職員等の参集状況及び安否確認 災害対応拠点（本庁舎等）の被害状況、安全性を確認 下水道対策本部の立上げ、体制確保 民間企業等への協力要請に備え、連絡体制を確保 市災害対策本部及び県（下水道）等へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡するとともに、被害状況が分かり次第、随時報告 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部立上げや初動連絡の遅れにより、被害情報等が混乱し、以下の全ての業務が遅延するおそれがある
2	被害状況等の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 処理場・ポンプ場の職員等の安否、参集人員、被害の概要を把握 応急対応に関して職員のみで対応できない項目を抽出し、外部への支援要請について検討 必要に応じて、仮設トイレからのし尿受入れを協議 報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況等）を収集整理 個別住民からの問い合わせ対応（現地確認、排水設備の修理業者の紹介等） 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁・処理場間の連絡調整が遅れることにより、処理場、ポンプ場の機能回復に支障 被害状況等の情報発信業務が遅れ、行政への不信、不満が増長
3	都道府県、市災害対策本部、関連行政部局への連絡	<ul style="list-style-type: none"> 県（下水道）へ被害状況、対応状況等を連絡 市災害対策本部へ被害状況、復旧見込み等を連絡 市災害対策本部を通じてライフラインの復旧見込みを確認 市全体に関する被害状況、対応状況、方針等の確認及び部局間の相互調整 関連行政部局（水道企業団、道路部局等）との協力体制の確認 管理施設が近接している関連行政部局（水道企業団、道路部局等）との共同点検調査の実施方針を調整 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況、対応状況等の把握や協力体制の確認の遅れにより、リソースの配分、共同点検調査の検討等が遅れ、結果として下水道機能回復に支障が発生
4	緊急点検、緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定 調査用具、調査チェックリストを準備 二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施 重要な幹線等の目視調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 道路陥没や人孔の浮上等に起因した事故等による住民の生命を脅かす可能性が懸念される 処理場やポンプ場において、有害物質等が放出され、住民の生命を脅かす可能性が懸念される 緊急調査の遅れにより、汚水溢水の放置等、健康被害の発生が懸念される
5	汚水溢水の緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄している資機材により、溢水解消 市で対応できない（職員、資機材等の不足）場合には、し尿収集業者に汚泥吸引車を手配し、維持管理会社に対応を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 未処理汚水が道路上へ流れ出ることににより健康被害の発生が懸念される
6	緊急輸送路における交通障害対策	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設が起因となる道路陥没等による交通障害を関連行政部局と協力し解消する 	<ul style="list-style-type: none"> 交通障害等による救急搬送の遅延、緊急物資輸送への影響等住民の生命、避難生活等に大きな影響が懸念される

No	業務名	業務の概要	業務遅延による影響
7	浸水対策（降雨が予想される場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水溢水に対する緊急措置を実施する ・排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を市で対応できない場合は県と協議する 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧活動に影響を与えるだけでなく、内水氾濫被害の拡大や住民の生命・財産等に大きな影響が懸念される
8	支援要請、受援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県や他の地方公共団体等に支援要請（人・モノ）を行うとともに、受入場所（作業スペース・駐車スペース・資機材等の保管場所等）を確保し、受け入れ態勢を整える 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援要請、受援体制の整備の遅れにより、人員や資機材等が不足し、公衆衛生上の問題等を解消できないおそれ
9	一次調査	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の被害状況を把握するため、人孔蓋を開けての調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道が使用できない期間が長くなるため、住民の公衆衛生の悪化・健康被害が懸念される
10	応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・一次調査の結果により、応急的な施設の暫定機能を確保するために実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定機能確保の遅れにより、汚水溢水による疫病発生の拡大が懸念

6.3 優先実施業務の対応の目標時間と実施方法

No	業務名	許容 中断 時間	現状で 可能な 対応時間	対応の 目標 時間	自前、他者 への依頼に よる実施の 可否	実施方法
1	下水道対策本部、下水道対策支部の立上げ	3時間	1~3時間	3時間	自前:可・ 不可 他者:可・不可	対応場所:本庁（下水道事業局、下水道対策本部） 北部建設局（北部建設課、下水道対策支部） 対応者：責任者（緊急参集者から任命） ただし、勤務時間外の場合は、初期参集者が立上げ準備を開始 対応方法:電源・通信の確認、県に被害の第一報
2	被害状況等の情報収集	8時間	~8時間	8時間	自前:可・ 不可 他者:可・不可	対応場所:本庁（下水道事業局、下水道対策本部）、北部建設局（北部建設課、下水道対策支部） 対応者：総務班又は下水道対策本部で対応 対応方法:テレビ及びラジオにより情報を収集するとともに、市災害対策本部を通じて関連部局からの伝達情報、市民からの通報等による情報を総務班が整理
3	都道府県、市災害対策本部、関連行政部局への連絡	3時間	1~3時間	3時間	自前:可・ 不可 他者:可・不可	対応場所:庁舎（下水道事業局、下水道対策本部） 対応者：総務班 対応方法:電話、携帯メール等で実施
4	緊急点検、緊急調査	3日	~3日	1~3日	自前:可・ 不可 他者:可・不可	対応場所:重要な管渠幹線等 対応者：調査・復旧班 対応方法:職員、保有資機材で点検を実施するが、要員及び資機材が不足する場合は、総務班を通じて、滋賀県下水道課北部流域下水道事務所、リース会社に応援及び資機材調達を要請
5	汚水溢水の緊急措置	3日	~3日	1~3日	自前:可・ 不可 他者:可・ 不可	対応場所:汚水溢水箇所 対応者：調査・復旧班 対応方法:職員及び保有資機材により現地に対応。要員及び資機材が不足する場合は、総務班を通じて、維持管理会社、リース会社に応援及び資機材調達を要請
6	緊急輸送路における交通障害対策	3日	~3日	1~3日	自前:可・ 不可 他者:可・不可	対応場所:被災箇所（緊急輸送路） 対応者：道路河川課及び調査・復旧班 対応方法:職員及び保有資機材により現地に対応。要員及び資機材が不足する場合は、総務班を通じて、建設会社、リース会社に応援及び資機材調達を依頼
7	浸水対策（降雨が予想される場合）	3日	~3日	1~3日	自前:可・ 不可 他者:可・不可	対応場所:被災箇所 対応者：調査・復旧班 対応方法:支援者とともに設計を行い、建設会社、メーカー等に業務を委託し実施する

No	業務名	許容 中断 時間	現状で 可能な 対応時間	対応の 目標 時間	自前、他者 への依頼に よる実施の 可否	実施方法
8	支援要請、受 援体制の整備	7日	～7日	7日	自前:可・ 不可 他者:可・不可	対応場所:庁舎（下水道事業局、下水道対策本部） 対応者：下水道対策本部 対応方法:電話により県へ支援要請の連絡。支援者に対する担当窓口の設置、支援活動に必要な情報の整理及び作業スペース等の確保
9	一次調査	7日	～7日	5～7日	自前:可・ 不可 他者:可・不可	対応場所:区域全体（優先度が高い地区からの調査） 対応者：調査・復旧班 対応方法:支援者とともに保有資機材・調達資機材で実施
10	応急復旧	14日	～14日	14日	自前:可・ 不可 他者:可・不可	対応場所:被災箇所 対応者：調査・復旧班 対応方法:支援者ととともに設計を行い、建設会社、メーカー等に業務を委託し実施する

6.4 優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討表

No	業務名	リソース	必要数量	現状で確保できる数量	代替の可能性
1	下水道対策本部の立上げ	作業員	2人	2人	
		連絡先リスト			
2	被害状況等の情報収集	作業員	2人	2人	
3	都道府県、市災害対策本部、関連行政当局への連絡	作業員	1人	1人	
4	緊急点検、緊急調査	作業員(延べ)	4人	4人	人数不足の場合は、支援要請により対応
		一般平面図	2	2	
		下水道台帳	2	2	
5	汚水溢水の緊急措置	作業員(延べ)	2人/班体制	2人/班体制 2班(4人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
		防護柵	880台	14台	不足する場合は、協力業者に要請
		仮設ポンプ	220台	3台	不足する場合は、協力業者に要請
6	緊急輸送路における交通障害対策(マンホールの浮き上がり等)	作業員	2人/班体制	2人/班体制 2班(4人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
		防護柵	—	—	
7	浸水対策(降雨が予想される場合)	作業員	—	—	人数不足の場合は、支援要請により対応
		仮設ポンプ	—	—	不足する場合は、協力業者に要請
8	支援要請、受援体制の整備	作業員	2人	2人	
9	一次調査	作業員(延べ)	4人/班体制 127班(508人)	4人/班体制 1班(4人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
		下水道台帳			
10	応急復旧	作業員(延べ)	2人/班体制	2人/班体制 2班(4人)	人数不足の場合は、支援要請により対応
		仮設ポンプ	220台	3台	不足する場合は、協力業者に要請

【試算根拠】

○緊急点検、緊急調査

- ・重要な管路延長：74.3km
- ・業務の原単位例：約33km/班・日(阪神・淡路大震災調査報告ライフライン施設の被害と復旧/阪神・淡路大震災調査報告編集委員会)
- ・2人/班とし、本庁と北部建設局の両方から計2班4名体制とする。

○汚水溢水の緊急措置

- ・管被害延長：7.9km(幹線管渠の想定被害)
- ・仮設ポンプ設置：約36m/基(下水道地震対策技術検討委員会報告書(平成20年10月)/下水道地震対策技術検討委員会より新潟県中越沖地震における柏崎市の被災事例より機能支障延長1.89kmに対し仮設ポンプ52台を設置。)

○一次調査

- ・汚水管渠延長：1,081.8km
- ・原単位：8.5km/班・日(3:ライフライン下水道の復旧を急げ!!新潟県中越地震-100日間の闘い-/公社)日本下水道協会より約8~9km/班・日、1班当たり4~5名)
- ・4名/班とし、127班(=1,081.8÷8.5)より508名

○応急復旧

- ・汚水溢水の緊急措置と同様とした。

7 参考資料

7.1 調査及び応急復旧用資機材

下水道BCP策定マニュアル2017年版に示された発災後の調査、応急復旧などに必要な資機材の例を以下に示す。

分類	資材名	規格	適用	
測量器具	トランシット			
	レベル			
	スタッフ			
	ポール			
	巻き尺			
記録連絡器具	デジタルカメラ	電池種別		
	ビデオカメラ			
	ビデオデッキ			
	黒板	チョーク含む		
照明・排水機材	懐中電灯	単●乾電池×●本		
	投光器	●●V、●●W		
	発電機	●φ、●●V、●●kVA		
	キャブタイヤケーブル	●●sq、●芯、●●mm		
	水中ポンプ	口径●●mm、●●V、●●kVA		
	ホース（水中ポンプ用）	口径●●mm、●m		
	車両関係	作業車両	●t、●人乗り	
小型ダンプトラック				
小型クレーン車				
高压洗浄車				
汚泥吸引車				
浚渫土砂運搬車				
給水車				
フォークリフト				
管調査		管内調査用TVカメラ	本管用	
	管内調査用TVカメラ	取付管用（簡易なタイプを含む）		
管・マンホール使用機材	マンホールキー	●タイプ		
	陶管カッター			
	高速切断機			
	ガス切断機			
	転圧用コブラ			
	チェーンソー			
	電動ハンマー			
	溶接機			
	空気呼吸器	予備ボンベ ●本		
	酸素マスク			
	酸素ボンベ			
	空気圧縮機			
	吸入用風管			
	送風機			
	はしご			
	命綱			
	複合ガス検知器			
	酸素濃度計			
	保安機材	バリケード		
		カラーコーン		
安全ロープ（トラロープ）				
規制標識				
スコップ				
防水シート				
土のう袋、常温アスファルト				
作業基地等	テント			
設営資材	折りたたみ机（会議テーブル）			
	折りたたみイス			
材料等	配管		管種別、口径毎	
	ボルト		口径、長さ毎	
	パッキン		口径毎	
	継手		種別、口径毎	
その他	緊急連絡先リスト			
	下水道台帳図面			
	消毒剤	固形次亜	種別	
	燃料携行缶	ガソリン用、●L	燃料種別	
	ラジオ			
	健康保険証のコピー			
	カラスプレー			
	電池・バッテリー			
	携帯電話			
	Wi-Fi			

7.2 公用車給油所一覧

令和6年度公用車給油所一覧（登録業者）を以下に示す。

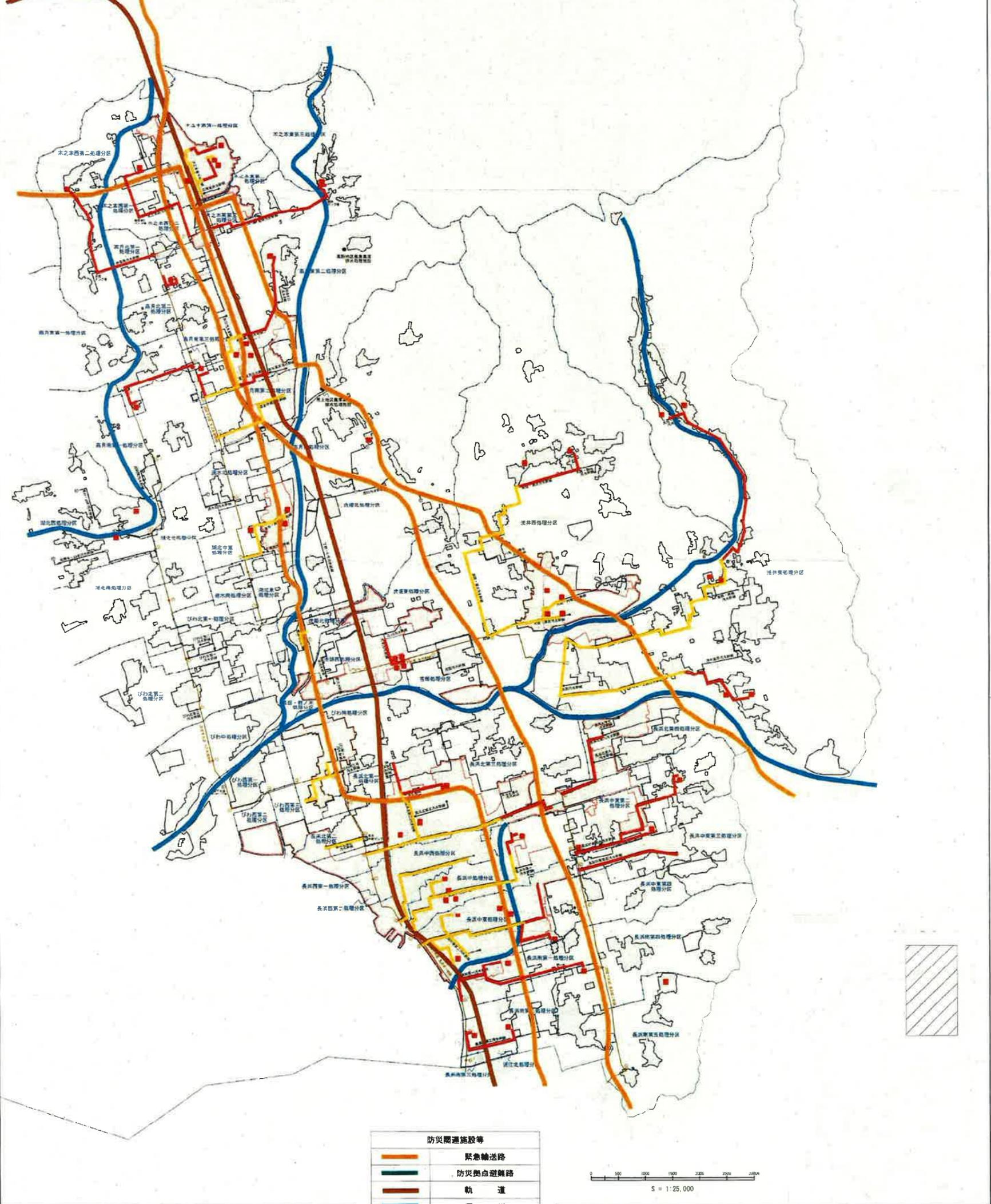
給油エリア	登録業者	給油所	備考
旧長浜市	(株)油甚	八幡東町 20-5	国道8号沿い ドン・キホーテ南側
〃	(株)油甚	三ツ矢元町 22-7	長浜郵便局南方面
〃	(有)中原油店	八幡中山町 296	長浜警察署向かい側
〃	丸金石油(株)	山階町 285	紳士服はるやま向かい
〃	(有)元中石油店	八幡中山町 155	長浜警察署東側
旧浅井町	油七商店	野村町 760-2	国道365号沿い 姉川北
旧虎姫町	藤田石油	宮部町 988	県道273号沿い 宮部東側
〃	(株)丸善エナジー	宮部町 1758	県道273号沿い 宮部西側
旧湖北町	化城ペガサス(株)	湖北町速水 1116	湖北中 西側
〃	北国工業(株)	湖北高田町 657	湖北中 南方面
旧高月町	片桐石油店	高月町高月 1761-1	国道8号沿い 北陸道高架南東
旧木之本町	(有)油定商店	木之本町木之本 1729-1	国道8号沿い 北部振興局北
〃	(株)安達商店	木之本町木之本 1941-2	国道8号沿い 北部振興局南方面
旧余呉町	合同会社余呉地域づくり	余呉町中之郷 977	国道365号沿い 旧余呉支所南
旧西浅井町	(株)太中石油	西浅井町塩津浜 1471	国道303号と国道8号交差点
〃	前田石油	西浅井町菅浦 211	菅浦区内

<セルフ給油> (株)西日本エネルギー

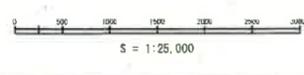
旧長浜市	セルフ長浜	八幡東町 622-3	本庁向かい
〃	セルフクイック長浜	川崎町 276-1	国道8号 ヤマダ電機向かい
〃	セルフ長浜加田	加田町 612-1	国道8号 加田町交差点北 西側
旧浅井町	セルフ365 浅井	内保町 262	国道365号 道の駅近く
旧びわ町	セルフ北長浜	細江町 3-1	国道8号沿い
旧高月町	メガセルフ高月	高月町東物部 3	ザ・ビッグ 北

7.3 重要幹線位置図

木之本高月都市計画下水道事業
 彦根長浜都市計画下水道事業
 浅井湖北都市計画下水道事業
 長浜市公共下水道事業計画
 事業地を表示する図面 位置図 (汚水)



防災関連施設等	
	緊急輸送路
	防災拠点避避路
	軌道
	河川
	防災拠点等
重要幹線	
	H9年度までに施工
	H10からH16年度に施工
	H17年度以降に施工



凡 例	
	行政区区域界
	全体計画区域界
	施道分区界
	市街化区域界
	事業認可区域界

図名	図尺	1/25,000
事業名	木之本高月都市計画下水道事業	
図面名	事業地を表示する図面 位置図 (汚水)	
経管申請日	平成 23 年 月 日	
備考	長浜市上下水道課	

7.4 被害想定図

想定地震に基づく、 P_L 値による被害想定、震度想定を次頁以降に示す。

